

問われる

IT監視教育

への流れ

登 下校時の児童を狙った犯罪が相次いでいる。政府・与党や自治体が本格的対策に動き出した。こうした中、東京都は、今年2月、IT（情報技術）を活用した安全対策の導入を決めた。児童一人ひとりに無線ICタグ（RFID・電子荷札）を持たせ、現在位置や異常の発生を親や学校などに知らせるシステムを導入する。学校への監視カメラ設置に続く安全策。

一連の教育現場のIT監視強化策で、IT業界や警備業界は“特需”に沸く。NTTデータは、ICタグを応用した地域ぐるみの防犯システム「見守りタグ」を開発（詳しくは、CNNニュース42号参照）。児童が通学路などで危険を感じた場合、ICタグが詰まった小さな装置のボタンを押せば、親や警備会社、現場近くの住民に携帯メールで知らされる仕組み。

また、登下校情報配信システムを開発、売り物にしているIT企業もある。ICタグ内蔵のカードを配布し、学校への入退時にICタグの読取機にかざすと、瞬時に保護者の携帯電話、自宅のパソコンなどに入退校情報がメール送信される仕組み。あわせて、学校側のパソコン画面では出欠確認も可能。

大阪府は、街角の自販機を利用した地域と密着した「街角見守りシステム」を開発。登下校情報

配信システムの導入に加えて、このシステムを利用して学校周辺、駅、通学路の安全対策と防犯に取り組む方針。

ITを使った安全確認システムの導入は私立小学校で増えている。例えば立命館小学校は児童証と私鉄定期券の一体型のICタグ内蔵カードを全児童に配布。児童が駅の入改札、入退校の際に保護者の携帯電話などへ確認メールが自動送信される。立命館は、GPS付き携帯の電源が犯人に切られた奈良県小1女児誘拐殺害事件を教訓に、GPSではなくICタグ内蔵のカードを選択。

立教小学校ではすでに同じシステムを運用済み。校門に設置したセンサーがランドセルに付けたICタグの信号を検知し、親に確認メールが送られる仕組み。交通機関との連携は今後の検討課題とか。登録は任意だが99%が希望（1%の良識、それとも異端）。

犯罪多発の原因となっている経済格差を広げる政策や若者の就労対策の貧困などには目をつむり、短絡的な“IT監視教育”強化一辺倒の姿勢は解せない。ちょっとした寄り道も逃さないように教育現場をIT監視網で囲う政策。それは、プライバシー・ゼロ社会化を加速すると同時に、子どもを“電子監獄の囚人扱い”するものではないか？ICタグを付けることで児童はかえって危険という専門家の意見もある。このままでは、誘拐対策にと、子どもの体内にGPS対応ICタグ埋込案の浮上も懸念される。将来ある子ども達が“ITハイエナ”の餌食にならないように、「人格権」の尊重をキーワードに、頭を冷やして考えよう。

主な記事

- ・巻頭言～問われる「IT監視教育」への流れ
- ・個人情報保護法施行で密室行政、役人に操られる個人情報
- ・アメリカの職場プライバシーの現状
- ・ヴァージニア情報自由法の下での電子メールと会議
- ・アメリカ、連邦法人税で電子申告を義務化
- ・最新のプライバシーニュースを点検する
- ・河村たかしPIJ相談役の国会日誌

2006年4月10日

PIJ代表 石村 耕治

個人情報保護法施行で進む密室行政、 役人に操られる個人情報

一ストップ、社保庁の年金カード！

対論

河村たかし (PIJ相談役・衆議院議員)

石村 耕 治 (PIJ代表・白鷗大学教授)

住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)は、2004年4月から全面施行になった。これを契機に、わが国はデータ監視国家の方向へと大きく舵を取った。その後も、国民年金保険料未納者の所得把握などをねらいとした国と自治体との間の個人情報の大掛かりな相互利用(データ照合)プログラム、年金ICカード導入プラン、行政と住民が一体となった自警監視・IT監視網づくりの計画が目白押し。“縦割り行政”、“国と地方分権”、“治安・安全”を逆手に取り、分散管理する形で国民情報の集約化、縦横に張り巡らされる監視社会網の確立で、データ監視国家への道をひたすらである。

住民票コードは、秘匿性を強めた結果、汎用性のないものに封じ込めできた。だが、この間隙について、不祥事続きでジッと我慢の子であった社保庁が、基礎年金番号をベースとした国民共通の「年金カード」プランを出してきた。2008年実施を目指すという。このプランは、血税のムダ遣いであるだけでなく、「国民背番号カード」に大化けする可能性を秘めて

おり、最大の警戒が必要である。確実に芽を摘まないといけない。

一方、住基ネット導入を契機につくられた個人情報保護法が全面施行されてこの4月でまる一年。この法律は、氏名や生年月日など特定の個人を識別できる情報を第三者から保護するのがねらい。だが、この法律の適用をめぐっては、さまざまな問題が続出。情報公開法などでこれまで公開されてきた行政庁保有情報に含まれる個人情報の非公開幅が拡大、その幅は、従来行政庁が実名発表してきた個人情報の匿名化などにまで及ぶ。“私人のプライバシー保護”、“個人情報の保護”を口実・逆手に取った新たな“密室行政”の横行は、国民の「知る権利」やマスメディアの表現の自由に暗い影を落とし始めている。

今回は、「進む密室行政、役人に操られる個人情報」と題して、河村たかし衆議院議員(PIJ相談役)と石村耕治PIJ代表に自由に議論していただいた。

(CNNニューズ編集部)

問われる住基ネット

(石村)住基ネットは、全国民の基本的な人格権を一元管理する「ナショナル・データベース」です。ご承知のように、国民全員に重複しない11ケタの「住民票コード」を強制的に割り振り、希望する人にIC仕様の「住民基本台帳カード」を交付し、中央センター(指定情報処理機関~地方自治情報センター)を設け、全国ベースのネットワークで国民の本人確認情報(氏名・生年月日・性別・住所・コード、変更履歴)を管理する仕組

みです。役人が国民を管理するインフラ(社会基盤)ですね。

(河村)まあ、住基ネットは、旧自治省(現総務省)が、産官学で進めた“新たな公共事業”ですから。役所は、全国民を番号で管理できるし、IT業界は、公共向けの特需で潤うし、学校の先生方は研究費の形でカネが入ってくるし、いわゆる“護送船団”方式で、国民の皆さま方の個人情報をエサにしてやってる、ってことでしょ。

(石村)仰せのとおりです。住基ネットは、役所が進める情報技術(IT)戦略・電子政府、電子自治体の構築に必要となる本人確認システム(公

的個人認証サービス)の基盤だとか？

(河村)その辺は、分からないでもないですけどもね。住基ネットがなくとも、電子政府は実現できるわけだから。絶対に必要なアイテムではないわけだわな。

(石村)そうですね。

(河村)住基ネットを使って、インターネットを通じて電子申請や電子納税などが可能になり、いま住んでいるところでなくとも住民票の写しが取れるとか、行政事務の効率化と住民サービスの向上が売り物でしたよね。まあ、子ども騙しでしょうけど。住基ネット導入で、役所のリストラ、効率化で、目に見えるものがありましたかね？

(石村)かえって、人手がいるので、事務が増えたでしょう。

住基ネット反対運動の成果

(石村)住基ネットについては、その構想が出るやいなや、費用対効果への疑問、1億2千万人を超える個人情報のデジタル化やネットワーク化により政府が瞬時に閲覧できるデータ監視国家への道を開くことなどへの危惧から、大きな社会問題となりました。河村相談役も、この頃から、反対運動の先頭に立ってましたよね。

(河村)私は、本物の庶民の味方になれるように日夜努力していますんでね。役人が、庶民の血税やプライバシーを食物にすることには我慢できないタイプなんです。議員年金も、火元は私ですが、偉そうにしている議員こそが“清貧の誓”ができないといけない。庶民の生活を実感できない連中が議員になって“特権階級化”している現状は、見過ごせませんよ。

(石村)まあ、結局、議員年金の“廃止”はお茶を濁され、血税投入して維持される、新たな“恩給”制度として残ってしまいました。

(河村)結果は、仰せのとおりです。与野党の議員の皆様方、口では“廃止”とは言ったものの、行動が伴わんわけです。悩ましいところです。

(石村)議員年金問題はこの辺にして、住基ネットの問題に話を戻しますが。市民団体、国会、いろんな時と場所で住基ネットへの反対運動は激しかったですよ。

(河村)多分、石村代表の率いるPIJの理論提起、各界への働きかけは、どれくらい影響があったと思いますよ。先駆的でしたからね。

(石村)河村相談役も、若く燃えた時代の象徴的

な出来事では(笑い)。

(河村)まだまだ現役ですから、燃え尽きてはおりませんので(笑い)。

(石村)ともかく、各界からの幅広い反対運動の結果、役所は、住民票コードや基本情報の秘匿化の動きを極度に強め、オープンなコード番号としては使えないものになりましたからね。

(河村)これは、実に大きい成果ですよ。

(石村)仰せのとおりです。汎用のアメリカの社会保障番号(SSN)とは違って、住民票コードを日常取引にオープンに使う個人用の納税者番号などには転用できなくなりましたから。河村相談役が言うように、住基ネットの導入阻止はかなわなかったとはいえ、住民票コードの汎用の封じ込めに市民運動体は大きな成果を残したといえますね。

機能不全の電子政府

(河村)それに、住基ネットは、電子政府(e-Japan)、電子自治体の基盤とか言っているながら、利用状況は惨憺たるものでしょ。

(石村)そうですね。多額の費用を投じて導入し、鳴り物入りで始めたコードやカードの電子行政への利用は遅々として進んでませんね。これは、内閣官房のIT担当室が公表した04年度の利用結果から見ても分かります。たとえば、国税の電子申告(e-Tax)が、当初国税庁が出した利用見込みが6.5%なのに対し、実際の利用率は0.264%。厚生労働省の雇用保険の資格取得が、当初の利用見込みが10%なのに対し、実際の利用率が0.019%といった具合ですから。一方、地方税の電子申告(EL Tax)の方は、法人事業税+法人住民税、それに法人の固定資産税の償却資産について電子申告ができます。いまだ利用実績は全国で5千件にも満たない実情。ジャブジャブとカネを注ぎ込んだ公共事業は破綻寸前です。

(河村)まさに、機能不全。ともかく、使い勝手が悪い。法人は、民間の電子証明書を使い、個人は、住基ネットをベースに役所が発行した電子証明書を使う。そりゃ市民の皆様方、“小さな政府”の時代なのに、「何で、個人も法人も、民間でやらないんだ」となりますわ。

(石村)国税の電子申告でも、ともかく「ユーザー・フレンドリー」な仕組になっていないわけです。郵送の方が早い・安い・確実。

(河村)ともかく、血税のムダ遣いはダメだわ

な。役所が、ICカード出したり、本来、民間に任せるべき事業に手を出すのが間違っておりますから。時代が違うんだよね。民間だと、失敗した事業にいつまでもこだわっていないでしょう。さっさと、撤退しますよ。

(石村)自民党は、今年2月14日に、「e-Japan特命委員会」を開催し、省庁オンライン申請の利用率を上げるため、利用率50%以上の目標設定ができない手続は、投資を凍結する方向で検討をするとの方針を確認した、と報道されています。

(河村)まあ、それじゃ、すべて凍結にせなきゃならんでしょう。そんなことできっこないでしょう。

今度は社保庁が「年金ICカード」？

(石村)住基ネットでは、住民票コードの汎用、民間利用の“封じ込め”に成功しました。ところが、今度は、あの不祥事の続く社会保険庁(社保庁)から、新たにクレジット機能を装備した汎用「年金ICカード」の2008年度導入プランが出てきました。基礎年金番号を“国民背番号”化しようとして売り物に使おうという魂胆です。

(河村)基礎年金番号は、確か、国民年金法施行規則に基づいてつくられていて、外国人も含んできますよね。

(石村)仰せのとおりです。この番号については、民間利用の規制もありません。

(河村)社保庁は解体寸前まで行ったはずなんだけど、また息を吹き返してきましたか。年金財源のムダ遣いの悪癖は止まんわけですね。

(石村)“止められない、とまらない、役所のICカード”です。20歳以上が入る公的年金加入者と年金受給者を対象にした本人の写真入りの個人ICカードです。いわば、総務省主導の住基カードの社保庁版です。社保庁の構想は、次のとおりです。

〔図表1〕年金ICカード構想のイメージ

《情報取扱機能》	・年金の加入記録・受給記録の確認 ・金融機関のATMでも閲覧可能
《本人確認機能》	・高齢受給者の身分証明書
《金融機能》	・クレジットカード利用 ・年金担保融資利用

懲りない面々

(河村)懲りない面々ですわな。もう、官(役所)が、クレジットカードや、年金担保融資とかの問題に関与してはいかんのですよ。わかっちゃおらんね。

(石村)どうにもならない連中だと思います。

(河村)こんなことやったら、年金情報が民間に垂れ流しになるわ。それに、国民年金と厚生年金の加入者だけで、5,000万人、システムの導入コストだけでも、莫大でしょ。これをまた、年金財源からかすめ取るんですか。費用対効果をちゃんと計算しないと。これだから、年金の掛け金払わない人が増えてくるわけですよ。

(石村)まあ、独自のシステムを構築しても、年金情報管理だけだとペイしないからでしょう。民間利用も入れて汎用カードにすれば、ペイするという思惑があるのでしょうか。

(河村)役所が武士の商法で何をやっても、余りうまく行かんでしょう。

(石村)それに、社保庁は、年金カードが軌道に乗ったあかつきには、医療や介護情報も集約して行きたいとか。

(河村)住基ネットに飽きたらず、また、縦割りで新規のカードシステムをつくるのは、絶対にムダ。

高齢者が詐欺のターゲットに

(石村)ただ、社保庁は、保険料の支払方法を多様化するために、カード会社と契約して、2006年度からクレジットカードでの納付を受け付けるとか。で、年金ICカードが役立つ、とか言うてはいるのですが。

(河村)そうだとすると、別に、社保庁は、独自の年金ICカード・システムやICカードを発行する必要はないわけでしょ。

(石村)そうです。クレジット会社のカードを使えばいいわけですから。

(河村)年金は社保庁から受給者本人の郵便局や民間金融機関に設けられた口座に振り込まれる。ここで、役所の役割は終わりですわ。その年金を担保に当人が借入をしようとする方の自己責任ですわ。ここに、官が介入しちゃうかんですわ。それに、なに、年金ICカードを差し込むと、金融機関のATM(現金自動預け払い機)で、本人の年金情報をその場で閲覧できる……。そんなの、高齢者が詐欺に会う機会を増やすだけですわ。セキュリティ(安全)を考えたら、絶対にやっちゃいかんことです。安全管理に無頓着な役人

の考えることだわな。

(石村) 仰せのとおりだと思います。第一、年金担保融資など、官がやる業務ではなく、民がやる業務ですよ。あるいは、社保庁は自らの民営化を目指しているのでしょうか……。

(河村) 役所から、野に下るとか、言い出すわけがないわな。

基礎年金番号が大化け？

(石村) 民主党の一部の連中は、社保庁と国税庁を統合し、納税者番号を入れて個人の納税情報や社会保障情報を一元管理すれば、役所の効率化につながる、とかいってますよね。

(河村) 「役所に管理されて安楽いす」という連中は少なくないですからね。

(石村) まあ、民主党案が正夢になるとすれば、社保庁の基礎年金番号をベースとした年金ICカード・システムは、両庁が統合する場合の「お土産」になる可能性もありますよね。

(河村) 確かに、社保庁は、基礎年金番号をベースにした年金ICカードを、官民で広く使われているアメリカの社会保障番号(SSN)のようしようたくらんでおる嫌いがありますわ。

(石村) 住基ネットが使われる住民票コードは、オープン利用はできません。それに、住民基本台帳ICカードも、電子申請・申告に使えとはしたものの、まったくお先真っ暗です。それに、住基ネットを中核としたコードやカードは、民間利用が厳禁です。ところが、基礎年金番号は、今のところ、厳しい利用制限はありません。こうした間隙を突いて、社保庁の番号とカードが、官民で使える汎用の仕組に大化けすることが危惧されます。政治もこの問題にしっかり対応していただきたい。

(河村) 分かりました。ともかく、年金ICカードシステムなどは要らんですよ。まさに、年金財源の浪費、ムダな公共投資、不良資産を残すだけです。それに、基礎年金番号のオープン利用を厳禁することが課題だわね。応援団がしっかりしてくれんと、政治も独り相撲になってしまいますから。市民団体も、もっと、警戒を強めて、応援してちょ。役人は、一枚も、二枚も上手だから……。

画期的な金沢地裁住基ネット 違憲判決

(石村) 司法の場で住基ネットを問う動きも活発

です。住基ネットからの離脱と国などに賠償を求めた訴訟は全国13の裁判所に提訴されています。これらの中で、ご承知のように、司法の良識を示した画期的な違憲判決が出ましたが。

(河村) 石川県の住民28人が、住基ネットは憲法が保障するプライバシー権や人格権を侵害し違憲だとして、住基ネットに提供された個人情報の削除と国などに損害賠償を求め金沢地裁に起こした訴訟ですね。2005年5月30日に判決が出ました(「金沢地裁判決」)。私も、現地に行っていました。どえり感動的な判決でした。

この金沢地裁判決で、井戸謙一裁判長は、県と地方自治情報センターに原告住民の個人情報を削除するよう命じました。それから、判決は「自己のプライバシーの権利を放棄せず、住基ネットからの離脱を求めた原告に適用する限り、住基ネットは憲法13条に違反する」と判断。「県などは法令の根拠なく原告らの個人情報を管理していることになる」として、プライバシーの権利に基づく住基ネットの差止請求を認めました。

判決理由で、井戸裁判長は「プライバシー権は憲法13条が保障する人格権であり、プライバシー権には自己情報コントロール権が重要な柱の一つとして含まれる」と指摘。その上で、「氏名、住所、生年月日、性別の4基本情報は、住民票コードやその変更履歴と一体不可分の形で本人確認情報として取り扱われていることから、保護の対象となるプライバシーである」と判断。さらに「便益とプライバシー権のどちらを優先するかは、各個人が自らの意思で決定すべき」とし、その上で「住基ネットはプライバシー権を犠牲にしてまでの必要性を認めることはできない」としましたが。まあ、いい判決で、皆さまビックリでした。

(石村) 住基ネットと行政サービスとの関係については、どう判断しているのですか。

(河村) 被告は、住基ネットは行政サービスの向上と行政事務の効率化や電子政府・電子自治体の基盤となる公的個人認証サービスのために住基ネットが不可欠である旨の主張をしましたが。これについては、「このようなサービスを望む者のみが住基ネットに自己情報を提供、保存すればよいのであって、全国民を住基ネットに参加させる理由とはならない」と一蹴。むしろ、「住民票コードが、国民総背番号制としての役割を果たし、住基ネットの稼働が「公権力による包括的な管理からの自由」を侵害するものであることは明らかである」と判示しました。

(石村) この金沢地裁判決は、住基ネットの本質に正面から取り組み違憲と判断したことはもちろんのこと、プライバシー権、自己情報コントロール権を憲法上の権利として明確に位置づけたものですね。憲法の番人としての重責を果たした名判決ですね。

(河村) ああした名判決を書く裁判官もおれば、一方で、名古屋地裁では住基ネット違憲訴訟へは門前払いの判決ですから。同じ名古屋地裁では、名古屋拘置所での収容者への警務官暴行冤罪事件で、警務官に不利な不当判決が下されましたから。複雑な心境だね。

(石村) 確かに、金沢地裁の住基ネット違憲判決に続いて、同じく2005年5月の名古屋地裁判決、10月の福岡地裁判決、それから今年(2006年)2月9日の大阪地裁判決では、それぞれ、請求を棄却しています。大阪地裁の判決で、広谷章雄裁判長は「住基ネットには行政事務を効率化するなどの必要性がある。情報漏えいなど具体的な危険性は認められず、プライバシー権を侵害するとはいえない」と棄却した理由を述べています。このように、とりわけ行政事件では、裁判所の腰は重いわけで、司法府の役割をどう考えたらいいのでしょうか。

(河村) 司法府がどうあるべきかは重い課題ですけど。石村代表は、よく「司法も、三権分立の原則の下、国家権力の一部」といいますが、絶望しちゃいかんですよ。一方で、憲法は「司法権の独立」を保障しているわけだから。事実、金沢地裁の良識ある裁判官は、「司法権の独立」を護って立派な判断を下してるわけだから。

個人情報保護法の光と影

(石村) わが国のプライバシー環境を大きく変えたのが2005年4月から全面実施された個人情報保護法です。この法律は、EU各国で採用している官民双方の分野を包括的に保護する仕組み(オムニバス方式)のものです。わが国では、それまでは、アメリカなどが採用している必要な分野ごとに個別に法的保護をする仕組み(セグメント方式)、あるいは官と民のそれぞれの分野で別々に法的保護をする仕組み(セクトラル方式)を基本としていました。これが、住基ネットの導入を契機に、オムニバス方式の個人情報保護法の制定に方針が変わったわけです。

(河村) その背景には、個人情報保護を口実にした「民への官の介入」、

政治や役所の思惑があったわけですよ。当時の与野党議員を始め、「役所(行政)依存」に慣れ親しんできた各界や国民には、そうした役人の思惑は読めんかった。

(石村) で、セグメント方式ないしセクトラル方式の個人情報保護法では生ぬるい、ザル法に等しいという認識で、オムニバス方式の個人情報保護法が成立したわけです。

(河村) 当時、市民運動は大方、労働組合が引っ張ってましたでしょ。大きな政府の考え方が「正論」、すべてについて役所主導、役所が仕切るのが一番いい、という考えが強い時代でしたからね。当初は、官がプライバシーを取り仕切るオムニバス方式を賞賛したメディアもありましたから。結果的には、規制は弱められるとともに、報道、ジャーナリストなどへは、個人情報保護取扱基本原則は適用除外となるなど、役所が仕切るプライバシー保護システムは、だいぶ様相が変わりましたけど……。

(石村) ところが、今、この個人情報保護法が一人歩きし始め、「想定外の威力」を発揮し始めているわけです。

(河村) 役所が「密室行政」を進める際の「小道具」に使い始めたことだね。

省庁幹部職員の学歴、天下先などの非公開

(石村) そうです。その一例は、公務員や教師などの懲戒処分に加え、公務員の略歴などについても、行政(役所)が個人情報保護法を楯に「匿名」を主導する動きです。

(河村) 個人情報保護法を所管する大元、内閣府がこうした動きを引っ張っているような感じを受けるけども。

(石村) ご指摘のように、内閣府は、2005年7月にそれまで報道発表していた幹部人事を非公開としました。そこで、新聞記者が情報公開制度に基づき、幹部の略歴開示を求めたわけです。

(河村) 役所の結論は?

(石村) この請求に対し、2005年11月に、同年7月に非開示とした上級職かどうかなど採用区分は公開とする一方で、生年月日、最終学歴、卒業年次、本籍、出身地を非公開とする決定を下した。

(河村) この国は、役所が政策を独占する国だから。それなのに、こうした非公開が広がれば、国民が重要な政策決定に関わる省庁幹部の素性や人

事上の偏りとかを知ることが困難になるわね。

(石村)「開かれた政府」の理念に逆行する恐れがあります。

(河村)それに、個人情報保護法を所管する内閣府の決定ですから、他省庁への広がりも懸念されますわね。実際に、非公開の動きは、公務員の天下り先、公人である議員の連絡先、さらには被害者報道などにも拡大してきておるでしょ。

(石村)こうした動きがさらに強まれば、プライバシー保護を口実に、情報公開制度は形骸化し、国民の「知る権利」はどんどん後退を強いられます。それに、公権力を監視すべきマスメディアが、行政の顔色を伺う姿勢を強め、逆に公権力に操作・監視されかねない構図になる恐れもあります。

(河村)この点については、全体の奉仕者である公務員を“公人”として取扱、純粋な私生活情報を除き、本人情報の公開を原則とする政策(原則公開主義)を明確にせにゃならんでしょ。

(石村)この場合、本人はその職に就かないことで、自己情報の公開を避けることができることから、問題はないでしょうから。

(河村)同じく“公人”である議員の場合は、履歴詐称とかの問題が発覚するのも、原則公開主義だからだよな。それに、資産公開とかもありますから。これは、まさに“公人”であることの受忍義務だわね。議員にならなきゃ、こうしたプライバシーは公開せんでいいわけですから。

国家試験合格者名の非公開

(石村)毎年、2月中旬から4月初めにかけては、医師、歯科医師、看護師、薬剤士などの国家資格の試験シーズンを迎えます。厚生労働省は、これまで報道各社を通じて公表してきた合格者名の発表を一斉に取りやめました。2005年4月に施行された個人情報保護法に抵触する恐れがあり、受験生のプライバシーに配慮する必要があるというのが理由です。2005年度分以降については受験番号と受験地のみを発表するとしています。

(河村)こうした動きは、各省庁でも広がっているわね。もっとも、この非公開取扱については、国民のプライバシーを護るのが狙いですから、異論が少ないのではないですか。

戸籍簿の非公開

(石村)法務省は、2005年6月に、戸籍簿を

原則非公開にし、本人や親族、公務員、弁護士など以外は、謄本・抄本や記載事項証明書を請求できないように戸籍法を改める方針を打ち出しました。また、請求に際しては、運転免許証などで請求者の身分を確認する。従来原則公開主義について、政府は、婚姻のような「身分行為などを予定している人にとっては重要な文書」と説明してきましたが、個人情報に対する意識の高まりを受けて方針を転換した。法務省は、今年の通常国会での改正を目指しています。

(河村)確かに、現行の戸籍法は、謄抄本や記載事項証明書の交付について「理由を明らかにすれば、だれでも請求をすることができる」と、原則公開主義をルールとしておるわね。

(石村)もっとも、第三者による離婚歴や出生地の調査・公表など、請求がプライバシーの侵害や差別行為につながる不当な目的の場合は、市町村長は交付を拒めます。

(河村)ただ、住民基本台帳と違い閲覧はできんわけでしょ。

(石村)法が改正されれば、ふつうの人が結婚前に相手の戸籍をとるようなことはできなくなります。それに、今回の改正作業では、婚姻・離婚・養子縁組などの届出を持参した人に身分確認を義務づけることも併せて検討するとしていますね。

(河村)それから、アクセス履歴の本人開示制度の整備など、情報主体(本人)の自己コントロール権の保障も検討する必要があるわね。

住民基本台帳情報の非公開

(石村)戸籍と同様に、住民基本台帳では、住所、氏名、生年月日、性別を「何人も閲覧請求できる」ことになっています。

(河村)選挙区の愛知県では、この閲覧制度を悪用し、少女に対する強制わいせつ容疑で捕まった男が母子世帯を探していた事件の報道がありましたから。こうした事実に加え、ストーカー行為やダイレクトメール業者への対抗策として、閲覧を条例で制限する市町村が増えていきますね。

(石村)で、総務省が、この閲覧制度存続の是非、存続を是とする場合には閲覧目的を制限するかどうかについて、選挙人名簿の閲覧制度のあり方を含め、制度の検討会を発足させています。

(河村)閲覧制度の見直しに関しては、国民情報を独占する行政のアクセスを含め、アクセスログ(履歴)の本人開示制度の整備が要るでしょ。本

人の情報の自己コントロール権を保障するという
ことで・・・。

非嫡出子戸籍記載とプライバシー

(石村) 戸籍法は、親との続柄欄には、婚姻届を出した夫婦の間に生まれた子ども(嫡出子・婚内子)については「長男」、「二女」といった記載をします。ところが、婚姻届を出さない夫婦の間に生まれた子ども(非嫡出子・婚外子)については、単に「男」、「女」と記載することになっていました。かねてから、この記載の「区別」は、「差別」ではないか、と問題になっていたわけです。

(河村) この件については、裁判があって、制度が変わったように記憶しておりますが。

(石村) ある夫婦が、婚姻届を出さないまま自分らの間に生まれた娘が「戸籍上の続柄欄に嫡出子と非嫡出子を区別して記載されたのは憲法違反」として、娘の出生を届け出た東京都中野区と国を訴えました。2004年3月2日、東京地裁は、「区別記載は必要性が乏しくプライバシーの侵害」に当たるとの判決を下したわけです。ただ、区と国の賠償責任はないとして、この点での請求を退けたわけです(東京地裁平成16年3月2日判決・訟務月報51巻3号549頁)。この判断は、違法性は認めなかったものの、戸籍法の改正が速やかに行われずに、こうした差別記載が放置されるとすると、区別記載が違憲、違法とされる可能性を示したものです。

(河村) 確か、この判決を受けてから、法務省は、対応措置を講じたのではないですか。

(石村) 2004年11月1日に戸籍法規則を改正し(戸籍法施行規則33条1項および附録6号)区別を撤廃しました。

その後、2005年3月24日に下された控訴審の東京高裁の判決では、原審判断を覆し、プライバシーの侵害を否定しました。また、「1審判決後に戸籍法規則を改正しても、改正前が違憲だったとはいえない」と指摘しました。

(河村) 法務省がパッチを当てて修繕したわけですから、高裁は、コチコチにならずに、もう少しレベルな判断を下してもええように思いますけどね。

国勢調査とプライバシー

(石村) 2005年10月に、18回目の国勢調査が実施されました。国勢調査は、1920年か

ら、全国一斉、5年に一度実施され、調査員が配布し、回収に回る国民に関する基本的調査です。しかし、生活スタイルの変化、個人情報保護への意識の高まりもあいまって、重大な岐路に立たされていると思います。

(河村) 国民の個人情報意識が高まって、調査する側、される側、それに、その両者の間に立たされる調査員、皆さま方が、何らかの苦しみを感じながらこの制度を続けておるわけだけでも。ただ、見方によっては、お上のやることには誤りがないんですよと言っても、国民の皆さま方が素直に受け入れなくなってきたということでしょうけど。

(石村) ひどい税金の使い方とかの実情を「知る権利」を得て、確実に役所への信頼が揺らいでいるのが分かります。今回の回収締切の翌日の10月11日には、メディアが「次回から記入方法、回収方法にネット活用、見直しへ」と報じました。さらに、13日には、総務次官が5年後の調査に向けた制度の見直しを示唆しましたから。河村相談役の、「税金使途Gメン」としての活動が着実に功を奏してきているのでしょうか。

(河村) いえ、いえ、微力を尽くしているだけですから。誉めていただいてありがとうございます。

(石村) 調査員と称して写真入り身分証を出して、堂々と調査票を持ち去るケースもあったようですから。

(河村) ただ、持っていかれた方としては、どなた様が、どう使うつもりなのかが分からないわけですから深刻だわね。

(石村) 氏名や自宅の住所、家族構成、勤務先、一週間の勤務時間など、まあ、ふつつ隣近所には話さないような個人情報を盗られてしまうわけですから、不安は大きいですね。

(河村) いわゆる「俺オレ詐欺」のターゲットにされる恐れもあるでしょ。

(石村) それから、調査員の側からすれば、プライバシー保護を理由に調査を拒む人もいますでしょう。お上に協力して、それこそ「官」の側にいるのに、居留守を使う人は「けしからん」と思う調査員もいるでしょう。

(河村) 国政調査は5年ごとに実施されるんですけど、今回は初めて住民が調査票を封印して提出できるよう封筒を用意したり、記入方法を示したパンフレットに統計法に基づく記入義務があることをちゃんと書いたようだけでも。この調査を今後どうするかは、立法政策の問題ですが、もっと個人情報保護法の趣旨や国民のプライバシー意

識の高まりなどに配慮しなきゃならんと思います。このままだと、国民の協力ばかりか、調査員になり手がなくなりますよ。

高額納税者公示制度の廃止

(石村) 所得税、法人税、相続税には、「申告書の公示」制度があります。

(河村) 俗に、「長者番付(高額納税者)の公表」とかいはれるもんですか。

(石村) そうです。申告書の公示制度は、例えば所得税の場合を見ても、全国規模で所得税額が1,000万円を超える相当数の納税者の金融プライバシーを、無差別にオープンにする仕組み(所得税法233条)です。プライバシー法の基本である本人のインフォームドコンセントも得ずに納税者の金融プライバシーを開示する、時代遅れの仕組みではないか、との批判があるわけです。

(河村) 長者番付に載るのは、カッコイイという御仁もいらっしゃるのではないですか？

(石村) まあ、河村相談役に似て、そういう「目立ちたがり屋」もいるとは思いますが(笑い)。

(河村) 私は、「清貧の誓」を立てた国会議員ですから、長者番付に載ることはありませんが(笑い)。

(石村) ともなく、長者番付に載ると、さまざまな商品販売や犯罪者のターゲットとなり、実害も出ているわけです。

(河村) そりゃあ、何やら、窃盗団をとっ捕まえてみたら、長者番付のコピーを持っていた、とのニュースもありましたからね。

(石村) そこで、課税実務では、所得税の年税額が1,000万円を超える納税者は、いわゆる長者番付に載るのを避けるために、止むを得ず期限内に過少申告をし、申告期限後に修正申告をするケースが多々あるわけです。自己防衛のための、いわゆる「良心的な公示忌避」というものです。

(河村) 「良心的公示忌避」ですか？ 「良心的兵役拒否」は聞いたことがあります。この言葉は初めて聞いたですけど。

(石村) ともなく、税金逃れをするつもりはなく、犯罪者のターゲットになるのとかを避けるために、「良心的な公示忌避」を目的とするケースです。ただ、この場合であっても、ふつう課税庁は、過少申告額(増差税額)に対し加算税(10%ないし5%)を課してきます。

(河村) 「良心的公示忌避」は、制度としてないん

だから、税務署は「いかん」というわけですか。

(石村) そうです。ただ、この点、良心的な公示忌避に対し過少申告加算税を賦課されたのを違法として課税庁を相手に争った訴訟で、納税者勝訴の判決が出ています(鳥取地裁平成13年3月27日判決・タインズ~Z888-0535、広島高等裁判所松江支部平成14年9月27日判決・タインズ~Z888-0688)。

(河村) どういった経緯のケースですか？

(石村) このケースでは、企業の経営者が長者番付に載ると、労働組合との賃上げ交渉の際に突き上げにあう、というのが理由だったと思います。この件で、裁判所は、過少申告をしたのは公示を避けるためだけであり、税務署の過少申告加算税をかけた処分は違法であるとし、納税者の訴えを認めました。

(河村) 公人の所得や資産を公示するのは理由がありますけども。一生懸命に税金納めて、高額納税者であるという理由で、本人の同意を得ないで、私人の名前などを公示するのは、まあ、時代に合わんでしょう。

(石村) ちなみに、政府税制調査会なども、毎年、「納税者のプライバシー保護に有害」として、この公示制度の見直しを諮問していました。2006年度の税制改正で、廃止が決まりました。

(河村) ただ、個人の分の廃止はいいとしても、法人の分の廃止には疑問がありますよね。

行政保有情報の外部提供 ~ データ照合規制

(石村) 近年、行政内部における納税者情報などの利用が非常に積極化してきています。行政の効率化が主なねらいなのですが、最近の国民年金保険料未納者の所得把握などをねらいとした国と地方との間での個人納税者情報などの大掛かりな相互利用(データ照合)プログラムの稼働も、こうしたねらいを持った例と見てとれます。ただ、データ照合は、行政の効率化に資するとしても、本質的には「情報の外部提供、目的外利用」に当たります。利用に供される納税者情報などについては、慎重な取扱いが求められるのは当然です。

(河村) 脱税とか、社会保障の不正受給とか、そういった類の「犯罪」のあぶり出し装置を設けんといかんということでしょう。

(石村) そういったところですよ。課税漏れや社会保障プログラムにおけるいろいろな不正が多発

し、手口が巧妙になってきています。ただ、データ照合プログラムは、こうした不正摘発などの効率化に資すると見るのは勝手としても、密室行政の延長線上で実施されてはならないわけです。また、その濫設、自由な運用を放置してよいわけではないわけです。

(河村)不正摘発は、手作業の時代ではない。もっと、機械化して効率的なものにせにゃならん、というわけですな。

(石村)そうです。ただ、データ照合は、その運用次第では、個人の情報プライバシー権、「自己情報のコントロール権」を侵害するプログラムにもなる可能性があります。三省庁による年金・税金データ照合プログラムでは、今のところ「自己情報のコントロール権」を保護するための透明化策が、国民・納税者にはほとんど見えてこないわけです。

(河村)データ照合を密室でやられると、行政内部に“起爆装置”があるみたいで、国民も、国会議員も、役所には手が出せなくなる恐れはありますな。

(石村)それで、アメリカ、オーストラリア、カナダなどでは、データ照合の透明化策を講じているわけです。

(河村)以前、CNNニュースで対論した仕組ですな(「対論・求められる年金と課税データ照合プログラムの透明化」CNNニュース39号参照)。

(石村)仰せのとおりです。アメリカなど諸外国でのデータ照合プログラムの透明化策を参考に、情報主体の「自己情報のコントロール権」を保障する統一的な手続、法的システムづくりが急がれます。この場合、プログラムの存在の公開・周知をはかることはもちろんのこと、国民・納税者が、その適正な運用に常時参加し監視できる仕組みをしっかりと確立する必要があります。それから、プライバシー侵害的な照合プログラムについては、実施機関に対する自治体の住民情報提出拒否権なども制度化される必要があります。

(河村)確かに、行政が密室でターゲットを探していることになると、不気味ですからね。役所に気に食わない人を微罪でしょっ引くために、データ照合を使う。そんなことがないように、国民・納税者に「開かれたデータ照合プログラム」の構築を急がんといかんですね。

社保庁での業務目的外閲覧

(石村)社会保険庁の相当数の職員が年金個人情報の「拾い読み」ないし業務目的外閲覧していた

ことが問題となりましたが。

(河村)社保庁の職員2,700人近くが年金情報を拾い読みして、いろんなところに個人情報を横流したりしていたわけですから、罪深いですわな。社保庁は、2005年1年間で懲戒を含む処分を受けた職員が延べで2,800人、全職員の1割、というんだから、普通の企業じゃ生存できないわね。

(石村)先ほども触れたように、行政の効率化をねらいとした納税者情報を始めとしたさまざまな個人情報のデータ化・集約化により、一方では、行政庁の職員が、当該個人情報を業務目的以外でますます容易に閲覧、「拾い読み」可能な環境ができつつあるわけです。

(河村)年金ICカードとか、こんなコンプライアスのない行政庁が検討するなんてとんでもないわね。そんな資格ないでしょ。

業務外閲覧は厳罰に

(石村)かつて、アメリカでも、連邦税務行政庁である内国歳入庁(IRS)において、職員による興味本位での不正な業務外閲覧、「拾い読み」が大きな問題になりました。そこで、1997年に、連邦議会は、「業務外閲覧からの納税者保護法(Taxpayer Browsing Protection Act)」を制定し、職員が業務外で納税者情報を「拾い読み」するのを罰則付きで禁止しました。

(河村)確か、この法律によれば、連邦職員(IRSと契約関係にある一定の者を含む)または州職員は、法律で認められる場合を除き、連邦納税者の申告書もしくは申告書情報に故意にアクセス(閲覧)することは違法とされる、とのことでしたよね。

(石村)そうです。違法な閲覧をした者は、5,000ドル以下の罰金若しくは5年以下の懲役又は併科、プラス訴訟費用の負担を求められることになっています。それに、有罪の宣告を受けたときには、免職又は解雇されることになっています。(内国歳入法典7213条)。

(河村)わが国社保庁のケースでは、職員が年金個人情報の「拾い読み」ないし業務目的外閲覧をしたというだけでは、国家公務員法や行政機関個人情報保護法などには抵触しないでしょう。そのため、職務上の不適切な行為の責任を問い、再発防止をねらいに内規をつくったわけでしょうか。しかし、その後も、同庁の職員による年金個人情報の「拾い読み」ないし業務外閲覧が続いた

わけですから、始末が悪いですわね。私なんかも、拾い読みのターゲットにされていた可能性がありますけど・・・。

(石村)先ほど触れた稼働が本格化した三省庁による年金・税金データ照合プログラムでは、今後、年金データと納税データが大量にリンケージされることとなります。不正閲覧が行われれば、国民・納税者のプライバシー侵害の被害も甚大のものになりかねないわけです。

(河村)内部牽制の強化は当然ですけど、ここであげたアメリカの立法例などを参考に、罰則をもって業務外の不正閲覧を防止する法的対応を急いでやらにゃいかんですよ。

自治体の個人情報の外部提供

(石村)東京都中野区が、2005年9月の集中豪雨で床上浸水の被害を受けた約800世帯の被災者名簿を、NHKや中野都税事務所に提供していたことがわかった、と報じられました。この件で、田中大輔区長は「不適切な取扱で区民に迷惑をかけた」として、同月16日発行の区報におわびを載せたとか。

(河村)住民の情報は、自治体の財産ではなく、当該個人の財産なんだ、という認識がないことが問題でしょう。あくまでも、「住民の皆さまからお預かりしている」んだ、という職員の意識改革が必要でしょ。まあ、これは、社保庁の職員にも考えてもらわんといかんことですけど。

(石村)中野区によると、NHKと都税事務所から、それぞれ受信料免除と都税減免の手続き通知のため、名簿の提供を依頼されたようです。同区の個人情報保護条例では区の機関以外への提供を制限しているけども、この例は外部提供を認めている場合に該当すると解釈し、提供したようです。

(河村)ところが、何でNHKにまで無断で自分の個人情報を渡すんだ、と被災者の一部からクレームがあったわけでしょ。そりゃ、NHKは、いま評判悪いから、文句いわれる可能性が高いわな。

(石村)ともかく、クレームがあり、改めて検討した結果、本人の同意か個人情報保護審議会に諮るべきだったとして、名簿を回収したようです。その際に、提供して個人情報が受信料免除と税減免以外への利用がされていないことも確かめたようです。

(河村)この場合、区側が、「住民はうるさい」と思うのではなくて、「どうしたら再発防止がで

きるのか」を真剣に考えられるようであれば、よい経験になると思うんだけども。

自治体の原付バイク所有者情報の外部提供

(石村)以前から、捜査当局から市区町村税務課に対し原付バイクの所有者情報の照会が、個人情報保護との関連で問題になっています。これは、現在、市区町村が、原付バイクに関する軽自動車税の課税事務のほか、ナンバープレート(標識)の交付事務も扱っており、所有者に関する一定の情報を登録・保有しているためですが。

(河村)放置バイクの場合には、自治会からの照会もあるんでしょ。

(石村)そう聞いています。これまでも市区町村の税務課(軽自動車担当)窓口は、捜査当局から照会があった場合に、所有者情報を提供すべきかどうか悩まされてきたようです。地方税法上の守秘義務違反(地方税法22条等)が懸念されるからです。

(河村)それに、総務省もこれまで、具体的な法の根拠なしに他の行政機関からの照会に応じることは守秘義務に違反するとしてきたわけでしょ。

(石村)近年、原付バイクを使ったひったくり事件が各地で多発しています。こうしたなか、政府は、昨年、刑事訴訟法197条2項に基づく個人情報の照会に関して「相手方に報告すべき義務を課す」との解釈を示しました。

(河村)つまり、照会があれば、それに応じる義務があるとしたわけですか。これで、守秘義務とぶつかる懸念が払拭された、というわけですか。

(石村)そういう解釈だと思います。これを受けて、総務省は、これまでの解釈を見直しました。そして、照会があった場合には緊急性など個別的に判断することを原則としつつも、刑事訴訟法197条2項に基づく照会に応じた原付バイクの所有者情報の提供は、守秘義務に違反しないことを全国の市区町村に通知しました。

(河村)こうした解釈で、個人情報の取扱がコロナ変わるのですね。

(石村)確かに、住民のプライバシーが、一遍の政府解釈の変更に左右される護送船団方式のひ弱な地方自治が問われていると思います。

個人情報漏えい社員を
「スパイ罪」で処罰？

(石村) 2月中旬、自民党の「情報漏えい罪検討プロジェクトチーム」は、個人情報保護法を改正して、業務上、情報を漏えいした民間企業の社員らに対する罰則(1年以下の懲役または50万円以下の罰金)規定を新設する方針を決めました。公明党との調整を終え、3月中に議員立法として提出、今国会で成立を目指すとのことですが。

(河村) 確かに、昨年4月に全面施行された個人情報保護法では、情報漏えいがあっても、処罰できる対象を、問題を指摘され主務大臣が改善勧告あるいは命令を出してもそれに従わない「事業者」に限定しているわけです。ただ、これだと、罰則を科されない「従業員」とかによる営利目的の情報流出は防げないというんでしょ。そこで、勧告や命令とかとは関係なく、個人情報の入ったデータ漏えいの違反の実行者を直接処罰できるようにしようということでしょう。

(石村) 仰せのとおりです。見方によっては、漏えいした情報に少しでも個人情報が関係していれば、漏えい社員を「スパイ罪」で処罰しようというセンスの改悪案ですよ。

(河村) よ〜く考えないといけない改正案だと思いますよ。使い方によっては、従業員の内部告発にブレーキをかけることもつながるし。企業が従業員を護ることを口実に、職場の「産業スパイ」をあぶり出しする電子監視装置の導入など従業員の締め付けをますます強めて、働く人たちの労働環境を悪くする恐れが出てきますからね。

(石村) その恐れは強いですね。従業員を疑心暗鬼にさせ、社内スパイ探し、いじめ、いけにえ等々、かえって社内風紀を悪くすることが危惧されます。一応、適用対象は5千件を超える個人情報を扱う民間企業とその委託先の従業員。歯止めとして、「自己または第三者の不正な利益を図る目的」で情報を漏洩した場合に限り罰則を科すとし、「利益」が伴わない場合は適用から外したとしようというんですが。

(河村) 従業員らを直接処罰するための法改正ですからね。与党は、雇用主の利益を代弁して提案しているんだろうけども、働いている人たちのことは余り眼中にないんでしょ。「不正な利益」を図るとか、どうにでも解釈できますからね。この法律でこうした罰則を科す必要があるかどうか、よく考えないといけませんよ。

(石村) それから、報道機関や著述業、政治団体への個人情報提供などは原則として処罰の対象外としています。自民党は、憲法が定める「表現

の自由」に配慮して報道機関とかを対象外としたとか。それに、公益性の高い情報提供を妨げないよう政党など政治団体も対象から除外した、と言っているんですが。

(河村) まあ、その辺は定番でしょうから。

「監視社会で安心」の風潮でいいのか

(石村) 読売新聞社が2005年12月に行った個人情報保護法に関する全国世論調査で、「個人情報保護を理由に、役所などが情報を隠したり、出し渋るケースが徐々に増加し、国民の多くが不信を持ち、顔の見えない「匿名社会」の進行に不安を抱いていることが明らかになった」、と報道しています。この調査結果から、「国民の6割が個人情報の漏えいを懸念する一方で、過剰保護により、暮らしにくい不便な社会になるとの不安を抱いている」、と分析しているのですが。(読売新聞2005年12月27日朝刊参照)。

(河村) 確かに、個人情報保護法の制定は、「個人のプライバシー保護」、「個人情報の保護」を口実・逆手に取った新たな「密室行政」の横行を許しては、国民の「知る権利」やマスメディアの表現の自由に暗い影を落とし始めているといえるわけだけども。

(石村) 戦後、大多数の国民は伝統的な共同体の絆を断ち、自由や権利はそれなりに謳歌できたものですが。この調査結果を見る限りでは、情報の自己コントロールができず、不安や孤独にさいなまれ、結局は、ITを駆使した国・自治体による国民情報の囲い込み、集約管理に新たな心の安らぎを得たがる庶民の姿が浮き彫りになって見えてくるようです。街中を監視カメラで囲み、子どもには監視機器を持たせて始めて「安心感」を覚える。こんな風潮が社会に蔓延していますから。

(河村) 国会議員にも、何かやれば、国税とか検察が全面に出てくる。むしろ「役人にすべてお任せで楽チン」という人間が多くなってきているのが現実なわけです。河村たかしは違いますけど。

(石村) 社会に張り巡らされるIT監視網を不問にしながら、自分は監視する側にたって、「世の中を変える政治」とかを説くような政治家は、こうした庶民を笑えないですよ。データ監視国家の問題状況は極めて深刻だと思います。今回は、お忙しいところ、ありがとうございました。

No. 1

最新のプライバシー
ニュースを
点検する

ひ弱なわが国のプライバシー保護環境の実態

犯罪にヒステリックになった住民に 警察が監視カメラ設置を誘導

—東京都世田谷区、警察提案で各世帯が監視カメラ設置

(CNNニュース編集部)

東京都世田谷区の住宅街で、警察や区、自治会が後押しし、各世帯が管理する形での街頭防犯カメラの設置が進んでいる。費用も各世帯が負担する。空き巣やひったくり、車上荒しなどの犯罪への自衛策だという。また、事件が起きたときの証拠提供など、警察への協力がかねての導入だ。

監視カメラの設置は、全国的に、商店街などで急速に導入が進んでいる。犯罪の多発化に警察の対応が追いつかなくなっていることが一因とされる。理屈はともあれ、国中を監視カメラで囲い込む、「監視カメラ列島化」の流れはとどまるところを知らない。

ただ、今回の世田谷のケースのように、一般の住宅街への大量の監視カメラ設置、しかも管理を住民に任せる方式は、他に例を見ない。住宅街で



の大量の監視カメラの設置は、住民のくらしの常時監視にもつながりかねないことから、プライバシーへの懸念の声も上がっている。

凶悪犯罪が相次ぎ、犯罪にヒステリックになった住民を警察がうまく誘導したかたちの住宅地へのカメラ導入は、憲法で守られた移動の自由や、判例などで認められた肖像権との関連で、精査すべき課題も多い。

今回、設置を呼び掛けているのは警視庁成城署で、2月20日には、熊本哲之世田谷区長や各地区の自治会役員らが参加する翼賛的な「防犯カメラ活用促進のつどい」を開催、カメラ設置の意義を強調、確認し合った。成城署の管内では、20

00年12月に会社員一家4人殺害事件も起きており、いまだ事件は未解決のまま。こうしたことも、住民の犯罪ヒステリーを増幅させる原因になっていると見られる。成城署は、住宅街への警察の監視カメラ導入は住民のアレルギーが強いと考え、この「住民誘導方式」が最適と判断したようだ。

東京都内では、すでに新宿・歌舞伎町など4カ所の繁華街に10～50台の街頭防犯カメラが設置されている。しかし、いずれも警視庁が経費を負担、モニター監視している。

今回の住民誘導方式の採用に先立ち、昨年秋から、民家や事業所に設置を呼び掛けたところ、これまでに55軒が同意したという。カメラは各家庭の壁などを利用して設置。カメラキットは、買うと100万円近くかかるが、リースなら住民の自己負担は月額1万円程度で済むという。画像は1週間から10日程度保存される。また、カメラ設置を地域外の人たちにも知らせるため、近くの駅や交差点など約500カ所に「防犯カメラ設置推進区域」と記したステッカーを張るという。

事件が発生した場合、成城署は現場近くや容疑者の逃走経路に設置されたカメラの画像の提出を住民に求めるという。同署は、捜査目的以外には画像を使わないとしている。

こうした監視社会化の流れを住民はどう感じているのだろうか。「こころの中」は容易に読み取れない。自治体や警察、隣組などが加わった翼賛的な集団主義、「ムラ社会」に異論を唱え、個人情報保護の重みを指摘するのは至難であろうことは容易に想像できる。この地域に住む人が人権重視の「正論」を説くことは、戦時中に反戦を説き「異端」とレッテルを貼られるに等しいともいえるからだ。

しかし、一私人が公道や隣家までをも射程に入れて常時監視し、画像収集が認められるとするのは、曲解であろう。これでは憲法的自由や個人情

報保護法の原則は形骸化してしまう。そもそも憲法上、一私人に定置監視カメラを使って公道などの常時撮影が許されてよいのであろうか。また、私人が入手した画像の所有権は誰にあるのであろうか。所有者は収集した画像をどう処分しようとする自由なのであろうか。言い換えると、住民が私的監視カメラで公道を撮影する場合に、その映像の垂れ流しを含む違法な外部提供などによりプライバシー問題などが生じた場合には、画像を所有する私人の責任はもちろんのこと、道路管理者などの責任はどうなるのであろうか。道路管理者の許可なしに自由放任の形で撮像が許されてよいはずがないし、一方、許可した場合には、許可したことで、管理者の責任は重くなるはずだ。

世田谷区と似たような動きは、各地に広がりつつあるようにも見える。神戸市東灘区の自治会が、地区の出入り口となる市道を二十四時間撮影する監視カメラの設置準備を進めているという。費用も住民側で負担するという。プライバシーに配慮して画像の扱いを規約で限定することにしており、神戸市は管理する街灯柱への監視カメラの取り付けを容認した。

東京都杉並区は、2004年に、全国に先駆け

て防犯カメラ条例を制定した。この条例では、画像の第三者への提供について「法に基づいた照会」を条件とすることなど「透明化」の規定を盛り込んでいる。ただ、この条例では、私人が設置する監視カメラの規制は射程外である。世田谷区は、「住民誘導方式」を実施するに先立って行うべきことがある。条例の制定を含む、個人所有の画像が悪用されない仕組みをどう作るかの議論だ。

毎日新聞2006年2月19日朝刊に石村PIJ代表は、次のようなメッセージを寄せ、掲載された。

プライバシー問題に詳しい石村耕治・白鷗大教授（情報法）の話～個人が一般の通行人や他人の家に出入りする人を本人の承諾なく常時撮影することになれば、肖像権の侵害につながりかねない。また、警察に映像を提供したことが原因で、プライバシー問題が生じた場合、提供者が損害賠償の責任を負わされるリスクもある。こうした問題を、住民が十分理解して導入しているのか疑問だ。玄関などへのカメラの設置と同じように考えるべきではない。

PIJ監視カメラ監視プロジェクト・チームは、民間が設置する監視カメラを規制しているスイスの規制例を紹介している（CNNニュース33号21頁以下）。本号に再掲載しておくので、わが国での議論において参照されたい。

スイスでの民間監視カメラ規制の現状

《解説》 PIJ監視カメラ監視プロジェクト・チーム

スイスは、民間が設置・利用する専用回路（有線）監視テレビカメラ（CCTV camera）、いわゆる監視カメラ（surveillance cameras）について、公報を出し、一定の公的規制を加えている。民間の監視カメラを対象に個別に規制を加えている国は、世界的に見れば、少数派である。

スイスの政体については、一般になじみが薄いので、まず、簡単に触れておきたい。スイスの政治行政単位は、連邦、州、市町村の三段階構造になっている。州は主権を有し、23ある。そのうちの3州が二分され半州になっているため、合計で26州ある。州の下位に市町村があり、その数はおおよそ3,000である。連邦の権限については、連邦憲法に専権事項として明記されている。各州は、独自の憲法を持ち、連邦の専権事項を除き、強力な自治権を有している。

連邦と各州がそれぞれ主権を持つというのが、スイスの政治体制の特色である。このため、州の

主権を尊重しつつ、いかに中央集権的な政策との調和をはかっていくかが、常に政治行政上の最重要課題となっている。

スイスにおけるプライバシー保護の基礎は、ヨーロッパ人権規約に求めることができる。現在は、1992年連邦データ保護法（1993年7月1日施行）が、根拠法となっている。1992年法は、原則として連邦機関と民間機関双方の分野に適用がある。つまり、スイスのプライバシー保護法制は、他のヨーロッパ諸国と同様に、オムニバス方式を採用している。（ただ、連邦政府は、憲法上、州機関が取扱う個人データを規制する権限を有していない。したがって、州の公共機関が取扱う個人データの保護については、各州法による。）

1992年法の下、連邦データ保護官制度が創設され、同事務局は、「私的個人によるビデオ監視に関する公報」を公表している。これにより、

私的個人・民間機関がビデオ監視カメラを設置・利用する場合の一定のルールを明らかにしている。

わが国においても、ビデオ監視カメラを、公共機関のみならず、私的個人・民間機関が設置・利用する場合、被写体とされる肖像権を含むプライ

バシー権をどのように保護するかが、重要な政策課題となっている。スイスの公報を翻訳・紹介し、わが国におけるこの面での公共政策のあり方を検討する際の一助となる資料を提供したい。

《資料・翻訳》 私的個人によるビデオ監視に関する公報

スイス連邦データ保護官

《仮訳》 PIJ監視カメラ監視プロジェクト・チーム

私的個人は、例えば個人を保護するためまたは重大な損害を防ぐためにビデオ監視カメラを利用する場合、それにより録画される映像が特定の個人を写すまたは特定の個人を映し出すかも知れないときには、連邦データ保護法（1992年6月19日制定・「データ保護法」）の適用を受ける。この場合、データ保護法は、その映像が保存されるかどうかにかかわらず適用される。当該映像の処理、すなわち探索、放映、観覧、もしくは記録保管などには、データ保護基本原則が適用される。

この情報公報は、私的個人が私人の住居に設置するビデオ監視システムに関して、こうした住居を一般市民が訪れるのかとは無関係に、参照できる。しかし、この情報公報は、職場に設置されるビデオ監視システムには参考にならない。（この分野に関する情報は、スイス連邦データ保護官『第4回年次報告書』第1章、第4.2章を参照されたい。）

ビデオ監視システムは、次の二つの条件が満たされたときのみ許される。
1. ビデオ監視は、関係個人間での協定による場合、より高度の公益もしくは私益がある場合、または法律による場合に限り、利用することができる（合法性の原則）
例：宝石商は、不在のあいだ強盗に押し入れられたくないという私的利益を有する。
2. ビデオ監視には、はっきりした安全目的、とくに人や財産の保護、を達成するに適切でありかつ必要性がなければならない。ビデオ監視は、個人のプライバシーを必要以上に侵害することはない他の装置、例えば、鍵の追加、強化トピラ、警報システムなど、では不十分もしくは実用的でないと証明できる場合に限り利用することができる。
例：一般に、多層駐車場において、ビデオ監視カメラは、破壊行為を防止することができるということで認められる。
ビデオ監視装置の設置および利用の場合には、次の規則に従わなければならない。

1. ビデオ監視の責任者は、はっきりと見える表示でもって、カメラの映像射程に入る者に対し、監視システムの存在を知らせなければならない。撮られる映像がデータ収集とリンクしている場合には、連絡先を表示し、自己の情報上の権利がどうなっているのかわからず、それを主張したい人のために、対応しなければならない（善意および情報上の権利の原則）

例：表示は、居住地の入口に、その家屋に入る誰もがはっきりと読めるように掲示しなければならない。

2. 責任者は、個人データを、その不法な処理に対する技術的および組織的な対策を講じることにより、護らなければならない（データの安全原則）

例：権限ある者だけが画像を見ることができる。収録データは、安全、かつ鍵のかかる、しかもその権限ある者のみが鍵を持つ部屋に保管されなければならない。

3. ビデオ監視カメラは、その射程には、明確にされた目的に絶対に必要な映像のみがとられるように、設定されなければならない（つり合いの原則）

例：集合住宅の監視においては、誰がどの部屋に入ったかを見分けられるのであってはならない。

4. データは、人や財産を保護するためにのみ利用することができ、その他の目的には利用できない（関連目的原則）

例：販売店は、安全対策用の記録映像をマーケティング目的に利用することはできない。

5. 撮影された人の身元は、判事の命令のように、法律が予定するかまたは許容する場合を除き、開示されてはならない（関連目的原則）

例：販売店は、撮影映像を第三者に譲渡することも販売することもできない。

6. 監視カメラで撮影された映像は、短期間に廃棄してはならない。通常、重大な損害もしくは人的傷害は即座にあるいは数時間内に確認できる。利用目的にもよるが、注目すべき出来事が起きていない場合には、保存は24時間で十分といえる。一般市民が近づかない私人の住居をビデオ監視している場合には、状況によるが、この期間は若干長くてもよいように思われる（つり合いの原則）

例：休暇で不在の場合、例外的に、映像記録は、より長く保存することができる。しかし、責任者の帰宅後、できるだけ速やかに廃棄しなければならない。

石村PIJ代表に聞く

アメリカの職場プライバシーの現状

— 司法も「職場の電子メールにはプライバシーなし」の判断

(CNNニューズ編集部)

わが国では、これまでは「サラリードワーカー（サラリーマン・OL）は気楽な稼業」とやゆされ、労使双方とも「職場プライバシー問題」などはほとんど眼中になかった。しかし、今や状況は大きく変わりつつある。その原因の一端は、個人情報保護法の全面施行にある。同法は、個人情報取扱事業者に当たる企業に、顧客情報や従業員情報を含む個人情報の適正な管理を求めているからである。また、大手銀行員の顧客情報の暴力団への提供など様々な個人情報の流出事件が多発。こうした一連の事件を契機に、今や企業や組織内では、いかに情報を適正に管理するかが重い課題になってきている事情もある。

こうした問題は、民間企業に限らない。社保庁職員による国民の年金情報の業務目的外閲覧事件の発覚は、行政機関でも個人情報の適正管理が重い課題になっていることがわかる。

対応策として、職場での情報アクセスや働く者のプライバシーを制限し、コンプライアンスを高めようという動きが広がってきている。また、社内ネットの端末へのアクセス制限、電子メール監視ソフトの導入、通話内容の記録、監視カメラの設置等々、「職場を電子監獄化」することで「適正管理」を強調する動きも目立

つ。しかし、こうした対応策が無原則に進めば進むほど、働く者の人権は後退することにもなりかねない。しかし、こうした風潮に、労働組合や労働法学者などの動きはいたって鈍い。

アメリカにおいても職場の電子監視が進んできている。その背景には、企業ノウハウや営業秘密の持ち出しの防衛はもちろんのこと、成果主義の徹底や効率性の向上など経営サイドの事情がある。裁判所も、「職場の電子メールには、従業員はプライバシー保護を期待すべきではない」との判断を下している。市民団体や人権団体は、職場の電子監視を「職場プライバシー（workplace privacy）」の問題として、人権擁護の観点から真剣に取り組んできている。

また、アメリカの公務員の職場でも、公文書法（公的記録文書法）、情報自由法（情報公開法）、会議公開法など「開かれた政府」の確立に向けた法制が整備されるにしたいが、電子メールを含む公的記録文書の公開請求手段を使った「市民による公務員の職場監視」が年々厳しさを増してきている。

今回は、職場での電子メールを中心に、アメリカにおける職場プライバシーの問題状況について、石村耕治PIJ代表にPIJ編集部が聞いた。

働く者のネット活動について

——— 最初に、アメリカの企業は、一般に、企業内情報へのアクセス、従業員の電子メールやHP（ホームページ）閲覧を含むネット活動（net activity）について、どういった対応をしているのでしょうか。

（石村）例えば、仮に従業員が、故意または過失を問わず、仕事場のパソコン（PC）画面にわいせつ画像を表示したとします。この場合、雇用主である企業は、その従業員をセクハラで訴えることができます。また、仮に、従業員がわいせつ画像をダウンロードしていることで告発を受けたとします。この場合、労働法規やセクハラ防止関連法規の下で、企業は刑事捜索、訴追を受ける可能性もあります。

一方、従業員が、企業内ネットにアクセスし、顧客の口座から金員や情報を横領・搾取した場合には、雇用主である企業は過失責任を問われることがあります。企業防衛の立場からは、従業員が就業時間内にわいせつ画像サイトにアクセスし、隣の席の女子社員が不快を覚えたとすれば、企業側の管理責任が問われる可能性が出てきます。フィルタリングとかの対応が求められてきます。

従業員やその従業員が勤める企業がいかなる刑法犯罪の対象とされた場合においても、その犯罪に関する情報が保存されている企業内にあるパソコン（PC）や電子媒体は、証拠として押収の対象となる可能性があります。

わが国でも、ライブドアの搜索や立証にあたり、当局は、PCに保存されたデータの押収はもちろんのこと、消去された電子メールの復元まで試みているようです。

このような現状では、雇用主である企業側からすれば、企業防衛の立場から、従業員のネット活動をモニター（監視）せざるを得ない状況に置かれているわけです。



——— 成果主義の徹底や効率性の確保面、それから企業ノウハウや営業秘密、顧客情報の持ち出しからの防衛面から見た場合はどうでしょうか。

（石村）アメリカにおいては、雇用主である企業が、事務部門の生産性の確保を重視しています。企業は、従業員が就業時間内にインターネットでサーフィンをし、業務目的に関連しないHPを閲覧したり、個人的な電子メールやチャットでのやり取りをしているとすると、生産性・効率性に影響を与えます。この辺は、事務部門の生産性・効率性が極めて悪いとされる日本とは異なります。

それから、電子メールやチャットを自由放任にしておくと、企業秘密、個人情報や大量の顧客情報などが、瞬時に社外流出する可能性が高まります。企業が、電子メール監視・分析ソフトをメールサーバーに装備するのは、このためです。

他民族国家、雇用差別やセクハラ規制が厳しいアメリカの企業の職場環境と、わが国の企業環境とは大きな違いがあります。しかし、わが国も、企業の社会的責任（CSR）やコンプライアンス（法令順守）が厳しく問われる時代に入っています。法科大学院も次々誕生し、「法化社会」へまっしぐらのような気もします。企業経営者も働く者も、相当の意識変革が迫られる時代に入っていると思います。

——— 企業のコンプライアンス（法令順守）の必要性は分かりますが、こうした職場環境は働く者には決して好ましいものとは思えません。むしろ、労働者の人権侵害ではないかと思いますが。裁判が起こされていないのでしょうか。

（石村）確かに、アメリカの職場環境、つまり職場プライバシーは、決して好ましいとは思いません。多くの人たちが、プライバシー権は、アメリカ憲法が保障する権利であると訴えています。しかし、連邦憲法は、プライバシーの侵害者が公的機関である場合にのみ直接適用があると解釈されています。もちろん、いくつかの州の憲法や州法では、違った見方をしていますが。

したがって、民間企業の従業員が、プライバシー侵害を理由に民間の雇用主を訴えた場合、裁判所は、憲法上の保護を与えることには消極的であり、雇用主に有利な判決を下しているのが現状です。この背後には、転職社会のアメリカでは、「転職の自由」、つまり「こんな企業と思うなら、辞めて他の企業に移る自由」を保障することによって働く者を護ればよいという考えが強いこともあります。「生涯雇用」の伝統が色濃く残っているわが国とは、かなり異なるといえます。

職場の電子メールには プライバシーはない

——— とは言っても、従業員の就業状況について、雇用主はフリーハンド（自由自在）なモニタリング（監視）も許されるとは思われませんが。

（石村）連邦には「電子通信プライバシー法（ECPA=Electronic Communications Privacy Act）」という法律があります。この法律は、電子通信の傍受や開示を禁止しています。しかし、例外として、本人の同意がある場合や電子交信が

「事業関連目的」である場合には、閲読、モニターを認めています。

こうした電子通信プライバシー法の適用除外規定については、人権団体などから強い異論があります。こうした声を職場環境に反映させるため、1993年に、連邦議会には、「消費者及び労働者プライバシー法（Privacy for Consumers and Workers Act）」が提出されました。この法案では、従業員を電子的にモニターする場合には、雇用主が当該従業員へ事前通知をしなければならないとする内容を含んでいました。残念なことに、この法案には、産業界からの反対が強く、成立に至りませんでした。

ということで、現在、雇用主は、かなり自由に従業員の職場での電子メールをモニターできる状況にあるわけです。

こうした法制の下、裁判所は、一応、雇用主による電子メールなどのモニタリングの是非については、従業員のプライバシーへの期待権、モニタリングの合理的理由、との比較考量して判断しています。

しかし、裁判所が雇用主によるモニターに歯止めをかけることには極めて消極的な傾向が伺えます。こうした裁判所の姿勢は、次のような代表的な判決を読んで見てもわかります。

〔図表1〕民間の職場での従業員の電子メールのモニター事例

<p>【事例1】バーク 対 アメリカ日産自動車株式会社事件 (Bourke v. Nissan Motor Corp. of USA, Cal. Ct. App., July 26, 1993・判例集未搭載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム技術者が、日産のディーラーを対象に電子メール講習会を開催していた。その技術者が、講習でサンプル利用するために、日産の従業員（Bourke）からディーラーの従業員へ送られた電子メールを無作為に抽出した。不幸なことに、抽出したメールの内容は、性的な表現を含む個人メールで、業務とは無関係なものであった。 ・Bourkeは、会社から警告を受け、講習を受けたりしたが、最終的には解雇された。 ・そこで、Bourkeは、日産を相手に、自己の電子メールを検索し、印刷しかつ閲読した会社の行為は、プライバシーの侵害であり、かつ、プライバシー権を保障した憲法に違反するものであり、また、悪意の解雇であることを理由に訴えた。 ・カリフォルニア州控訴裁判所は、Bourkeが会社の電子メールは会社の業務目的に限定して使用する旨の文書に署名していること、また、例えば署名文書がないとしても、雇用主がメールを常時監視していることを知りながら性的表現を含んだメールを送付していることをあげ、Bourkeにはプライバシーを合理的に期待する権利がないと判示した。
<p>【事例2】マクラレン 対 マイクロソフト株式会社 (McLaren v. Microsoft, Tex. Ct. App., May 28, 1999, LEXIS 4103・判例集未搭載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員（McLaren）がパスワードで保護された職場の自分のパソコンのメール・ホルダーにメールを保存していた。 ・会社は、本人の同意なしにその従業員のメールを閲読していたため、従業員は、会社が自分のプライバシー権を侵害しているとして提訴した。 ・裁判所は、従業員の電子メール文は、個人の財産ではなく、職場環境の一部をなすものであり、かつ、電子メールシステムの不適切な利用を防止する会社の必要性は、従業員のプライバシー上の権益に勝るとの見解を示した。 ・したがって、会社は、従業員個人のメール・ホルダーにアクセスする正当な権限を有すると判示した。
<p>【事例3】スミス 対 ピルズベリー株式会社事件 (Smyth v. The Pillsbury Co., 914 F. Supp. 97《1996》)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社内部のメールシステムを使ってその上司とメールを交わしている場合で、会社が事前に電子メールを秘密扱いすると約束しているときに、従業員は、その内容いかんにかかわらずプライバシーの権利を期待できるかどうか争われた。 ・裁判所は、例えばそうした約束があったとしても、従業員が会社のメールシステムを使って不適切なメール交わしている場合には、そのメールを削除し、かつ、解雇することが許されると判示した。
<p>【事例4】トマーソン 対 バンク・オブ・アメリカ事件 (Cal. Ct. App., 1994)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プリンターの受け皿に残っていた従業員の電子メール文のプリントアウトを読んで、会社が、その従業員が就業時間外にゲイ・ストリッパーとして働いていることを知り、それを理由に解雇した。 ・その従業員は、雇用主である会社は、電子メールに書かれた情報を不正利用する権利はなく、解雇は違法として提訴した。 ・裁判所は、本人の写真が劇場外に掲示されており、ストッパーであるという事実は公になっており、プライバシーの権利を期待することはできない、と判示した。したがって、雇用主はその従業員のプライバシー権を侵害していない、と結論付けた。

以上のような一連の判決から分かるように、アメリカにおいては、職場のメールサーバーを使ってやり取りした電子メールの管理権は完全に雇用主側にあるといえます。業務目的外メールについて、プライバシー権を理由に、裁判所にその保護

を求めても、救済は受けられる可能性は少ないことがわかります。したがって、アメリカの職場では、メールサーバーを通じて個人メール、業務目的外メールを交わす従業員の方が注意不足、というのが大方の認識です。

役所による公務員の電子メールのモニター

—— 民間企業の従業員の場合に比べ、役所による公務員の電子メールのモニターについては、プライバシー保護の基準が違うのでしょうか。

(石村) 現在、役所(行政)の職場でも、かなり自由に職員の電子メールをモニターできる状況にあります。裁判所も、役所によるモニターに歯止めをかけることには極めて消極的な傾向が伺えます。つまり、公務員も、職場の電子メールのモニターの面では、民間企業の従業員とほぼ同じ立場にあるといえます。参考にしてみようため、いくつかの事例をあげて、分析してみましょう。

〔図表2〕 公的機関の職場での公務員の電子メールのモニター事例

<p>【事例1】ボハッチ 対 レノ市 (Bohach v. City of Reno, 932 F.Supp., 1232 《D. Nev. 1996》)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の警察署がコンピュータに接続してキーボードをたたいて署員間で送信できるシステムを導入、署長は、すべての文章はネットワーク上で利用履歴として保存される旨の警告を発していた。しかし、自動的に保存される旨は警告しなかったため、署員に十分に理解されたかどうかは不明であった。 ・市は、内部手続の一環として利用状況を調べるために保存された交信文を閲覧した。その結果、一部不適切な利用が判明したので、二人の署員にシステム利用を禁止するために移動を命じた。 ・署員は、市の閲覧を不服として、電子通信プライバシー法(ECPA)が禁じる「傍受」によるプライバシー侵害を理由に訴訟を提起した。 ・裁判所は、電子送信を記録することは、傍受には当たらず、利用履歴の保存は電子システムの一部であるとして、送信後に保存された交信文の「検索」と、法が禁じる送信時の「傍受」とは異なり、プライバシー侵害を理由とする訴えを認めなかった。
<p>【事例2】合衆国 対 サイモン事件 (U.S. v. Simons, F. Supp. 2d 324 《E.D. Va. 1998》)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CIAの職員が、職場である政府機関のコンピュータを使ってわざわざ画像をダウンロードしていた。FBIは、その職員のパソコンと電子メールを捜索・押収した。 ・職員は、パソコンと電子メールを捜索・押収は、プライバシーを侵害するものであるとして提訴した。 ・裁判所は、政府機関にあるコンピュータのハードディスクを捜索するのは政府の永年にわたる政策であるとし、その職員の訴えを却下した。
<p>【事例3】サン・ガブリエル・トリビューン紙 対 カリフォルニア州上級裁判所 (San Gabriel Tribune v. Superior Court 143 Cal. App. 3d 762 《1983》)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリフォルニア州の新聞社が、州公文書公開法に基づき、同州メンロパーク(Menlo Park)市の業務に関する6週間分のすべての電子メールの公開を請求した。 ・市は、法の適用除外に当たるとして公開を拒否したため、新聞社が提訴、裁判所は当該拒否処分を取り消し、公開するように命じた。

以上の事例から分かるように、公務員の場合も、職場のパソコンやメールサーバーを通じて電子メールで送信することは、メールサーバーに履歴を蓄積することになります。したがって、アメリカの場合、役所においても私事や秘密を保ちたいメールの送信は絶対に避けるべき現状にあるといえます。

会議公開法と電子メール

—— 図表2・事例3によると、アメリカでは、情報公開法を使って、役所がメールサーバーに保存する電子メールの公開請求もできるのです。この辺の動きについてもう少し教えてください。

(石村) アメリカの場合、連邦の情報自由法(わが国の情報公開法に相当)とは別途に、各州が州レベルの公的記録文書法(Public Records Act)、記録文書公開法(Open Records Act)、情報自由法(FOIA=Freedom of Information Act)などを定めています。こうした州法を使って、市民はもちろんのことマスメディアも、頻りに、州や地方団体に対して保有する公的記録文書(public record)の公開請求を行っています。これら州法には、公的記録文書であっても、個人情報にあたる場合とか、政策決定過程にある情報にあたる場合などには非公開としてよいとする適用除外事由が盛り込まれています。ですから、役所に保存されている電子メールの場合、個人情報にあたるか、政策決定過程にある情報、裁判にかかる情報であることを理由に、公開請求を拒否するケースが多

いのも事実です。先にあげた事例3は、開示請求拒否処分を不当であるとして争うときによく先例としてあげられる事例です。

この他に、公開請求を拒否した役所の処分を取り消した事例としては、アリゾナ州にある新聞社が郡の固定資産税評価委員会に対しメールサーバーにある電子メールのコピーを求めた訴訟で、新聞社の請求を認めた判例があります（Star Pub. Co. v. Pima County attorney's Office, 891 P. 2d 899 《Ariz. C. App. 1995》）。

——— ちょっとはつきりさせたいのですが。公的記録文書法あるいは公文書法とはどういった役割を持った法律なのでしょう？

（石村）公的記録文書法とはどういった法律かとのことですが、ひとくちに州の公的記録文書法といっても、それぞれの州で内容は異なります。一般に、州の公的記録文書法では、主に、次のようなことを定めています。州や地方団体が作成した公的記録文書（public records）、や古記録文書（archival records）で、保存の対象となるものの範囲、その統一的な保存・管理方法など、いわゆる「フォーマット」の指定、秘匿とされ、作成から100年後に公開される公的記録文書の範囲、当該記録文書の州立図書館での保存・公開方法、州図書館委員会（State Library Board）の構成員や役割・権限、州内の各種公的機関の代表者からなる公的記録文書審議会の構成員や役割・権限などです。

こうした内容を持った公的記録文書法の執行を担当しているのが州図書館委員会です。同委員会は、さまざまな規則を制定しています。これらの規則では、州内の各公共機関自身が保存すべき公的記録文書あるいは州立図書館に移して保存する公的記録文書の範囲、統一した保存フォーマットなどを明確にしています。

——— ということは、州の公的記録文書法と州情報自由法とは目的が違うわけですね。

（石村）かなり違います。誤解を恐れずにわかり易くいえば、各種公共機関は、州の公的記録文書法およびその規則に基づいて公的記録文書を保存しています。それで、この法律や規則にそって各機関が保存する記録文書については、それぞれの保有機関に対して州情報自由法に基づいて公開請求ができるわけです。一方、州の図書館に移され保存されている記録文書については、公的記録文

書法で公開請求をすることになります。

——— で、公的記録文書法では、役所の職員が交わした電子メールは、公的記録文書として保存するように求めているのでしょうか？

（石村）州によって違うようです。例えばヴァージニア州では、公的記録文書法で電子メールを含む電子記録も保存の対象としています。もちろん、保存の対象としていても、州情報自由法の下での公開請求の対象か、公開請求の適用除外になるかは別の問題です。ですから、全米各地で、公開拒否決定処分に対する裁判で争われているところですよ。

わが国でも、情報公開運動をやっている市民団体は、役所（公的機関）のメールサーバーに保存されている電子メールのコピーの公開を求める運動を展開して見てはどうかと思います。

——— 各州には会議公開法という法律があって、役所や公的な機関とかでは、公開の会議で審議しないで、電子メールなどでやり取りをすると、この法律に触れるようですが、この辺との関連について、教えてください。

（石村）各州は、会議公開法（Open Meetings Act, Open Public Meetings Act）を定めています。すでに触れたかもしれませんが、州によっては、ヴァージニア州のように、州の情報自由法〔情報公開法〕の中に、「会議公開（meetings to be public）」に関する規定を盛り込んでいる例もあります。いずれにしろ、州によって制度は異なります。ミシガン州の公開会議法（Open Meetings Act of 1977）などをサンプルにして、大まかにいえば、次のとおりです。

諸州の会議公開法の概要

- ・州およびその下位にある各種地方団体の立法機関や行政機関（以下「公共機関」）ならびにその外郭機関（法定額を超える公的補助金で運営されているもの）は、すべての「会議」を一般に公開しなければならない。ただし、法的に非公開とできる場合（非公開事由がある場合）は別です。
- ・「会議」とは日時・場所・目的を定めて開催されるもので、それらの情報は緊急の場合を除き、事前に公告しなければならない。会議は音声及び映像による記録を拒むことはできない。また、会議の主催者は、議事日程および出席者を記載した議事録を会議後一定期間内に公開しなければならない。
- ・公共機関は、非公開事由に該当する場合には、会議の非公開を決定できる。当該決定は一応適法の推定を受ける。

- ・州法務長官、所轄の郡検察官もしくは住民は、公共機関の会議非公開決定に対し不服がある場合には、取消しを求めて州裁判所に訴えることができる。裁判所は、その訴えを受理した場合には、問題とされた会議が非公開事由に該当するか否かを判断するものとする。
- ・州法務長官、所轄の郡検察官もしくは住民は、公共機関の会議非公開決定をしようとしており、その決定が違法となると思う場合には、執行停止命令、あるいは、その決定をしてはならない旨を命じる差止命令を求めて州裁判所に訴えることができる。
- ・裁判所がその非公開決定を違法とした場合、執行停止命令ないし差止命令を下した場合、その公共機関は法律を遵守できる形に見直しをしなければならない。
- ・なお、この場合、訴えられた公共機関は原告の訴訟費用も負担しなければならない。さらに、公共機関が故意に会議公開法に違反した場合には、それに関係した公務員は処罰される。
- ・公共機関が会議を非公開にできるの（非公開事由）としては、次のような場合があげられる。
 - 労働者災害補償裁定委員会、公務員人事委員会その他各種の裁定・審査機関の会議
 - 法律の定めに従い開催される犯罪等の捜査目的の会議、
 - 将来の不動産売買に関する会議、
 - 公立病院職員の人工妊娠中絶に関する会議、
 - 養子縁組とその手続に関する会議、
 - 係争中又は将来訴訟の可能性のある行政訴訟に関する会議、並びに、
 - 法律の定めに従い開催される租税の賦課徴収に関する会議。

こうした会議公開法の内容を見れば、電子メール発信がどのように問題になるかが、おおよそ見えてくると思います。会議公開法の下、仮に公共機関に所属する人が、公開の会議を開かなければならないにもかかわらず、電子メールで重要事項のやり取りをし、その事実が発覚したとします。この場合には、「会議の公開」の要件に抵触する恐れが出てくるわけです。とりわけ、電子メールが、関係者「各位」をあて先に出され、しかも合意を募る形であるとすれば、大きな問題となるわけです。つまり、「密室会議」になるのではないかが問われてきます。仮に密室会議に当たるということで糾弾されれば、場合によっては、会議公開法の下で処罰される可能性も出てきます。さらに、裁判になれば、電子メールサーバーに蓄積された発信メールを証拠として提出するように求められる可能性も出てきます。

——— 会議公開法が制定されたときは、電子メールはあまり普及していなかったわけですね。こうした新たな発信手段が広まったにもかかわらず、どう対処すべきか政策が不透明なことも、各地での混乱に拍車をかけている原因

のように思いますが。

（石村）そういったこともあると思います。新技術が広まってきて、法律あるいは法解釈がそれを後追いしている感じは否定できません。

まあ、この点はさておいて、法解釈においては、電子メールが合議制の形でやり取りされている場合には、発信メールの記録は実質的に「議事録」に当たると見られることから、公文書公開法（ないし情報自由法）の公開請求対象となる可能性が出てきます。

事実、ヴァージニア州では、公務員について5人の市議会議員が電子メールを使って決定に至るまでのやり取りは、同州の情報自由法の公開対象となる「会議」に当たるとはならないかということで、住民が裁判で争いました（詳しくは、CNNニュース本号22頁「ヴァージニア情報自由法の下での電子メールと会議」参照）。

求められる職場の電子メールポリシーづくり

——— これまで話を聞いていて、わが国のサラリードワーカーの認識が甘すぎるのかもしれないのでは、と感じてきました。意識改革を促すには、こういった対応が必要なのでしょうか？

（石村）民間企業においては、労使間で十分に話合っ、社内電子メールに関する「電子メールポリシー」（電子メール取扱規程）をつくって、指針を明らかにする必要があります。このポリシーには、何のために、会社がこういった形で電子メールをモニター（監視）しているのか、ヒット（問題メール）とレッドカード、あるいはイエローカードが出た場合には、どのような適正化手続がとられるのかなど、詳細が予め決められる必要があります。

それから、行政機関においても、公務員が業務目的外のメール交換はもちろんのこと、業務目的で交換する電子メールについても、情報公開法や情報公開条例で公開請求の対象となる時代がいずれは来ると思います。公務員の場合は、「国民・納税者が雇用主」であるとの意識改革が求められています。また、ここでも、法制の整備や職務規程の整備はもちろんのこと、電子メールポリシーの策定が急がれます。

《資料・仮訳・抄訳》

ヴァージニア州情報自由審議会
Virginia Freedom of Information Advisory Council

ヴァージニア情報自由法の下での 電子メールと会議

E-Mail & Meetings under the Virginia Freedom Information Act

《仮訳》 PIJ代表 石村 耕 治

アメリカ諸州においては、「公的文書記録公開法」、「情報自由法（情報公開法）」、「会議公開法」が三位一体の形で定められている。規定の仕方は一様ではなく、ミシガンのようにそれぞれを別法とする州がある一方で、ヴァージニアのように情報自由法の中に公開会議の条項を挿入している州がある。いずれにしろ、こうした法制を構築する背景には、国民に開かれた政府づくりにとり、情報公開と会議の公開は必然のアイテムという考え方が見取れる。

情報自由法や会議公開法の下では、さまざまな会議の議事録が公開請求の対象になる。会議公開法の下では、正式な会議を開かず、電子メールで重要事項のやり取りをし、その事実が発覚した場合には、「会議の公開」の要件に抵触し、処罰される恐れが出てくる。

一方、電子メールが合議制の形でやり取りされている場合には、通信メールの記録は実質的に「議事録」にあたりと見られることから、公文書公開法（ないし情報自由法）の公開請求対象となる可能性が出てくる。事実、ヴァージニア州最高裁は、2004年に、ベック対シェルトン事件（Beck v. Shelton,）において、公務について5人の市議会議員が電子メールを使って決定に至るまでのやり取りをしたことが問われた。裁判所は、本件における電子メールでのや

り取りは、同州の情報自由法の公開対象となる「会議」にあたりうることもある、との判断を下している。このベック判決は、電子メール通信は、伝統的な文書でのやり取りと同等である旨を確認したものであり、情報公開実務に与える影響が極めて大きい。

ヴァージニア州情報自由審議会（Virginia Freedom of Information Advisory Council）は、この判決の影響の大きさを考え、2005年6月に、報告書「ヴァージニア情報自由法の下での電子メールと会議」を公表した。

わが国においても、公務員の作成にかかる電子メール記録が情報公開法（および情報公開条例）の下で公開の対象となるのかどうか、なるとすればどういう要件の下で公開されるべきなどを検討する時期にきているといえる。

そこで、CNNニュース編集部は、石村耕治PIJ代表にこの報告書の邦訳・抄訳をお願いした。この翻訳資料が、わが国において議論を展開する際の一助となればと願っている。

報告書の翻訳紹介に先立ち、まず、ヴァージニア州情報自由法に盛り込まれた「公開会議（Open Records）」条項について、石村代表に、中村克己CNN副編集長が聞いた。

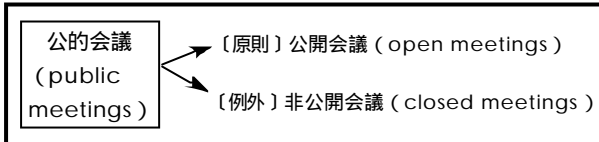
（CNNニュース編集部）

公開会議原則の対象となる
「公的会議」とは

（中村）そもそもサンシャイン法（Sunshine Act）は1976年に、連邦で制定されたのが始まりです。この法律は、連邦の立法機関が行う表決に伴う会議や委員会に対し、国民のアクセス権を認め

るものです。州レベルでは、1976年に、ロードアイランドで制定されたのが始まりで、現在ではすべての州に同じような法律があるようです。それで、今回紹介されるヴァージニア州では、同州の情報自由法（FOIA=Freedom of Information Act）の中に公開会議の条項（「公開会議原則」）を挿入しているとのことでした。

（石村）そういった法制になっています。正確にいうと、同法では、次のように規定しています。



一口に「会議」といっても、州の情報自由法の下で公開会議原則が適用になるのは公共機関（public body）が開催する「公的会議」です。同法では、厳密には、公開会議原則が適用になる「公開会議」と、例外的に適用除外となる「非公開会議」の場合とに分けて、手続を定めています。

FOIAが適用になる
「公開会議」とは

（中村）まず、「公開会議（open meetings）」についてですが、州のFOIAでは、「会議（meetings）」を、どのように定義しているのですか。

（石村）ヴァージニア州法の定義の仕方は少々難しいのですが、「会議」とは、公共機関の業務についての話し合いもしくは交渉を指し、団体もしくは事業体、または3人以上で構成されるあるいは3人未満の投票権の定足数で構成される非公式な会合で、本人が出席している会合を指します。なお、議事録を作成しているかどうか、投票が行われるかどうかは問われません。

（中村）ちょっと、複雑怪奇な定義ですね。

（石村）それでは、もう少し簡潔に定義している立法例を見てみましょう。ミシガン州の「会議公開法（Open Meetings Act）」では、「会議」とは、「公共機関が公共政策を審議もしくは決定する目的で召集し、定足数が出席する会議を指す」としています（法2条（b）項）。

（中村）つまり、おおまかに言うと、州や、その下にある郡やシティ、タウンなど（地方団体）の議会や行政機関、教育委員会などが公的業務に関して開催する公開の会議を指すわけですね。

（石村）まあ、そんなところですよ。ただし、公共機関の職員の集会、公的業務についての審議や話合とは関係のない会合や集会、さらには、公開討論会、選挙運動のための集会や討論会などは、FOIAに規定する「会議」にはあたりません。

サンシャイン法との違いは

（中村）州によっては、「サンシャイン法（Sunshine Act）」で公開会議の原則を定めているところもありますが。この「サンシャイン法」と、今ここで取り上げている「会議公開法」との違いは？

（石村）「サンシャイン法」は、州や地方団体の「議会」の会議だけの公開をねらいとする法律です。一方、「会議公開法」は、議会に限らず、行政（執行）機関や、議会や行政機関の下にある各種諮問機関など「公共機関」における会議での「公開会議の原則」を定めたものです。

「公共機関」とは

（中村）なるほど。それでは、次に、ここでいう「公共機関」とは？

（石村）法律では「public body」となっています。「公共団体」、「公共的団体」とか、いろんな訳語を考えてみました。それで、「public body」には、行政機関はもちろんのこと、議会、さらにはそれらの諮問機関、参与機関、教育委員会のような合議制の執行機関などを含みます。また、州によっては、公的補助金交付団体（財政支出監理団体・外郭団体）も含むとするところもあります。このため、邦訳に悩みました。一応、造語ですが、「公共機関」（あるいは「公共的機関」も一案）という訳語をあてておきたいと思います。

（中村）本当に、ご苦労さまです。

（石村）それで、公開会議原則が適用になる「公共機関」の範囲ですが、ヴァージニア州FOIAでは、次のようなものをあげています。州や地方団体（カウンティ・ミュニスパリティ・シティ・タウン）の議会や行政機関、特別区、学区、州や地方団体の議会や行政機関の下にある審議会・調査会・協議会などの名称の諮問機関や執行機関（民間部門や市民が委員であるかどうかは問わない）、教育委員会や高等公教育視学官委員会のような独立性の強い合議制の執行機関、

全部又は主に公的資金により支援を受けている州内にある法人その他の団体。

(中村)かなり広いですね。は、いわゆる「外郭団体」とかですよ。

(石村)そうです。

「公文書」、「公的記録文書」とは

(中村)それから、「公文書」あるいは「公的記録文書」の範囲は？

(石村)ヴァージニア州FOIAでは、「公的記録文書(public records)」として、次のようなものをあげています。公共業務に関する話合いにおいて公共機関、その幹部職員、一般職員ないしその代理人が用意、保持、ないしは所有する記録や文書を指します。文書保存のものが電子媒体保存のものは問いません。また、手書きのものが、情報処理されたものが、写真撮影されたものが、さらには、光学読取式か、電子読取式かなども問いません。

電話会議とか電子会議とかも、「会議」にあたるのか

(中村)ちょっと、話を戻しますが、電話会議とか、TV会議とかも、FOIAという「会議」にあたるのですか？

(石村)州の公共機関が開催する会議においては、会議の委員が障害者である場合など一定の条件の下で、電子会議とか、電話参加なども認められます。しかし、地方団体の公共機関における公的業務に関する審議や話合では、本人がその現場に出席する会議より認めていません。

FAIOに定める正式な「会議」である条件

(中村)正式な「会議」と言えるために満たさなければならない要件とは？

(石村)FOIAは、開催通知がなされていること、会議が公開、傍聴が許されていること、会議録が作成・保存されていること、の3つです。

開催通知には、少なくとも会議の日時、場所が記載されていなければなりません。さらに、議題や審議のテーマ、開催主体や連絡先などを記載することが望ましいとされています。開催通知は、現実空間の場合には一般大衆が目につく場所に必ず掲載するように求めています。さらに、インタ

ーネットなど電腦空間への掲載も推奨されています。

定例の会議の場合には、開催日より3業務日前までに掲載しなければなりません。ただし、緊急会議の場合を除きます。

(中村)報道機関(メディア)の参加については？

(石村)公開会議では、メディアはもちろんのこと、会議の傍聴を許された者は、誰でも写真、映像、音声で記録することが許されています。

(中村)会議を傍聴する市民やメディアには、どのような便宜がはかられているのですか？

(石村)会議の主催者である公共機関は、傍聴人やメディアの便宜を考え、写真撮影、撮像、記録に必要な場所や設備に関する規則を定めることができます。また、議題や説明資料のコピーを配布しなければなりません。

議事録はFOIAという「公文書」にあたるのか

(中村)議事録は、「公文書」にあたり、公開請求の対象となるのですか？

(石村)後で触れますが、「非公開会議」では議事録を作成する必要がありません。一方、すべての「公開会議」については、原則として、州の公的記録文書法(Public Records Act)や規則(Rules)に定められたフォーマット(書式)に従い議事録を作成、保存しなければなりません。こうした議事録は、音声記録ないし画像記録のものを含め、「公的記録文書」にあたり、情報自由法にしたがい請求があれば公開される原則になっています。なお、州議会の各種委員会、法制調査会、知事が任命した調査委員会、地方団体の議会や諮問委員会などの場合、審議中の議事録を作成する義務がありません。

(中村)「公開会議」では、議事録を作成するのが原則となっているとのことでしたが、どのような記録を残せばいいのですか？

(石村)会議の日時、場所、出席もしくは欠席した公共機関の委員、審議内容の概要、投票が行われた場合にはその記録などです。

非公開会議の手続とは

(中村)会議は、公開が原則となっているのですね。としますと、会議を「非公開会議」とする手続はどうなっているのですか？

(石村)そうですね。最初に、公開会議を開かず、直ちに非公開会議を開催することは許されませんが、まず、公共機関は、公開会議を開き、そこで、非公開を求める動議があれば、次の点を確認した上で、賛成表決を得ることになります。

非公開会議とする議題 非公開会議の目的
公開会議要件を適用除外とする特別の理由

なお、動議内容については、公開会議の議事録に詳しく記載されなければなりません。また、非公開会議では、動議において確認された範囲を超えて非公開審議を行ってはならないことになっています。

公開会議原則と問われる電子メール

(中村)市議会、教育委員会など「公共機関 (public body)」においては、公共政策を審議する、あるいは決定する場合には、それを「公開会議」で行うように求められるわけですね。

(石村)仰せのとおりです。ところが、例えば、教育委員会の委員が電子メールのやり取りで政策を話し合ったり、合意を得たりしたとします。この場合、市民の傍聴やメディアの参加を募ることなしに、政策の審議・決定をするに等しいこととなります。したがって、法律が定める「公開会議の原則」に触れる恐れがでてくるわけです。あるいは、非公開会議にする手続を踏まないで、実質的に場外で非公開会議を開き、政策決定をするに等しいことになると見ることもできるわけです。

(中村)法律は、公共機関で、公共政策を審議するあるいは決定する場合には、それを「公開会議」でやらないといけない、とっていますね。にもかかわらず、その政策決定に関係している人たちが電子メールのやり取りで決定しているとします。これでは、「公開会議の原則」に触れるのではないかと、というわけですね。

ベック 対 シェルトン事件

(石村)そのとおりです。で、ヴァージニア州最高裁が、2004年3月5日に、ベック対シェルトン事件 (Beck v. Shelton) 判決で、公共政策について市議会議員が電子メールのやり取りで論じることは、FOIAに定める「会議」にあたるのかどうかについて判断を下したわけです。

(中村)事の成り行きは？

(石村)この事件の経緯は、図示すると、次のとおりです。

〔図表1〕ベック 対 シェルトン事件の経緯

【事件の経緯と下級審判決】
<p>ヴァージニア州フレドリックスバーグ市の3人の住民が、5人の市議会議員相手に、公共政策について電子メールでやり取りするのは、州情報公開法 (FOIA) が求める公開会議の原則に触れる不適切な会議にあたるとして、フレドリックスバーグ州巡回裁判所 (下級裁判所) に執行停止命令と差止命令を下すように求めた。</p>
<p>この事例においては、5人の市議会議員選出者のうち3人が、市議会に選出され、宣誓前後に、公共政策について電子メールでやり取りをしていたことが、州情報公開法 (FOIA) が求める公開会議の原則に触れる不適切な会議にあたるかどうか争点の一つとされた。</p>
<p>下級裁判所は、(a)市議会選出者の行為に対しては、FOIAは適用されないが、(b)宣誓後に送配された電子メールは、公的な業務について合意を得る目的で交わされた場合には、FOIAにいう会議にあたるかと判示した。</p>
【州最高裁判決】
<p>被告側は、下級審判決を不服とし、州最高裁判所に上告した。州最高裁は、電子メールのやり取りは郵便ないしファックスと同じであるとの理由で、問題の電子メールの利用は公的業務について合意に達するための会議にはあたらないとし、下級審判決を覆した。</p>
<p>また、最高裁は、ヴァージニア州法務長官が、従前から「電子メールを通じた文章の交換は、実質的に文書による通信といえる」との見解を示しており、州議会がこの見解に修正を加える意思を示していない以上、この見解を妥当なものとして推定すべきであるとの考えを示した。</p>

(中村)この州最高裁判決で、電子メールでのやり取りは、FOIAの規制の対象となる「会議」にはあたらないとの結論が出たのですね。

(石村)いや、必ずしもそうとはいえません。議員に選出された人が宣誓後に公的な業務について合意を得る目的で電子メールのやり取りをすれば、会議公開原則とぶつかる可能性を示唆したものといえます。

(中村)となると、議員はもちろんのこと、公務員が、電子メールを使って、公開会議原則が適用

になるような重要な政策の実質的な議論を行うことは、問題になりますね。

(石村) そういうことになります。いわゆる「メーリングリスト」とかを使わないまでも、複数の人が、電子メールで公的な政策課題について議論することは、公開会議原則上、注意しなければならないと思います。

(中村) これまで、電子メールは、一般に「プライバシー保護」の観点から問題にされてきましたが、「情報公開」の観点から議論していくことも重要ですね。

(石村) そうです。とくに、電子メールは、ヴァー

ジニア州公的記録文書法 (Virginia Public Records Act) [第42.1 - 76条以下]の規定にしたがい、他の公的記録文書と同様に保存することが義務付けられています。

まあ、こういうこともあり、ヴァージニア州情報審議会 (Virginia Freedom Information Advisory Council) は、2005年6月に、報告書「ヴァージニア情報自由法の下での電子メールと会議 (E-Mail & Meetings under the Virginia Freedom of Information Act)」をまとめ公表したわけです。

《邦訳・抄訳》ヴァージニア州情報自由審議会

「ヴァージニア情報自由法の下での電子メールと会議」

《仮訳》 石村 耕 治

1 はじめに

技術革新が進み、新たに効率的な通信手段が発達してきている。多分、職場ないし自宅における日々の通信において最も普及しているのが電子メールである。電子メールは、コンピュータを使って、1対1あるいは1対多数ベースで通信文を送る方式である。各利用者は電子メールアドレスを持ち、そのアドレスでもって受け取った通信文はその受領者が検索するまで電子メールボックスに保存される。通信文を読み終えた後、利用者は、それを自分のコンピュータに保管できるし、他の電子メールアドレスに転送できるし、送付者に返事を書くこともできるし、同じ電子メールを送達者その他の受領者に返答できるし、あるいは、そのメールを削除することもできる。

電子メールの利用は、「通信」と、情報公開法 (FOIA) にいう「会議」との間にある垣根をばやかすことができる。電子メールは、多くの場合、伝統的な文書通信と同等に扱われる。したがって、FOIAの下で記録文書と定義されている文書形式による通信にあたる。しかし、実務的な観点からすると、電子メールはしばしば電話の代りとして使われており、また、一度に複数の人たちと急いで通信する場合に使うことができる。FOIAによると、電子会議とは録音ないし録音・録画機器を使って開かれるものを指す。しかし、

そこでいう電子会議の範囲に、電子メールの利用が含まれるのかどうかは明確ではない。この点について、ヴァージニア州最高裁判所は、最近、市議会の議員間での電子メールのやり取りがFOIAに定める会議に当たるのかどうかについて判決を下した。この最高裁判決について、本報告書では、「ベック対シェルトン事件における最高裁判決の衝撃」の表題の下で検討している。

FOIAの下、公務員による電子メールの利用は問題なく認められる。公共機関にいる人は、同じ機関にいる他の人に個人的に電子メールを打つことができる。仮にその電子メールが公的業務に関するものであったとしても問題はない。問題になるのは、公共機関の3人以上の公務員あてに発せられた電子メールに対し受領者が応答する場合である。電子メールに応答する場合、「送付者への応答」ないし「各位」とすることができる。仮に「各位」を選んだ場合、公共機関にいる3人以上の者が当初の電子メールを読むだけでなく、お互いの応答も読むことができる。したがって、チェインメールを利用すれば、公共機関の3人以上の者が、公的業務に関する事項について、審議し、そして場合によっては結論を得ることも可能である。

FOIAに定義される会議とは、同時議論 (例えば、対面議論もしくは電話による通話) を指すが、電子メールの場合には、必ずしもその利用者間で同時利用されるとは限らない。仮に、利用者

が電子メールを週一回だけチェックしたとする。この場合には、最初の電子メールと応答との間に24時間の開きが出てくる。しかし、利用者は、自分の電子メールを、同時に履歴として保存することができることから、各電子メール間の時間的格差は送達と応答とのタイミングだけであるようにも見える。

ベック 対 シェルトン事件における 最高裁判決の衝撃

2004年3月5日に、ヴァージニア州最高裁判所（以下「最高裁」という。）は、ヴァージニア州情報自由法（以下「FOIA」という。ヴァージニア州法典第2.2-3700条以下）に関する判断を示した（Beck v. Shelton, No. 030723）。この判決は、ヴァージニア州の、州議会議員から地方の教育委員会委員まで、選挙で選ばれるすべての公職者に直接関係するものである。ベック判決は、公職者による電子メールの利用がFOIAの下での会議に当たるのかどうかについて、ヴァージニア州法上初めての典拠を示したという点で、極めて意義のあるものといえる。また、この判決では、公職者へのFOIAの適用や会議の定義に関する問題についても幅広く検討を行っている。最高裁は、公共機関に選出された者には適用がないとの判断を下した。したがって、原則として、公共機関の3人以上の者が電子メールを使って公的業務について議論するのは会議には当たらない。また、市民が企画した会議への公共機関に所属する3人の者の参加はFOIAに違反しない。本報告書では、最高裁判決の中、電子メールとFOIAの下での会議に関する部分に限定して紹介している。

事実

3人の原告が、被告である5人の市議会議員を相手に、フレドリックスバーグ州巡回裁判所（下級裁判所）に対し執行停止命令と差止命令を下すように求めた。訴状では、被告が公的業務について議論しかつ決定を行う際に電子メールを利用しており、このような電子メールの利用はFOIAの下で不適切な会議にあたると申し立てた。

判決

最高裁は、電子メールの利用がFOIAの下での会議に当たるのかどうかの問題について審理し

た。最高裁は、公的業務に関する事項について合意を得るために電子メールを使うことは会議にあたるとした下級審の判断を覆した。そして、問題になった電子メールは郵便ないしファックスを使って送達される書簡と同じであるという理由で、会議にあたらないとした。

〔邦訳中略〕

重要なことは、最高裁が、いかなる場合においても、電子メールの利用がFOIAの下での会議にあたることはない、との判断を下していないことである。つまり、最高裁は、電子メールがFOIAの定めの下で会議にあたるのかどうかを判断する際には、当該電子メールがどのように使用されたかが基準になるとの見解を示した。この点について、下級裁判所は、電子メールの利用により合意に至ったかどうかといったような、その究極的效果を点検することで答を出した。最高裁によると、この問題は、電子メールが伝統的な通信手段と同等の機能を有するものとして使われたのかどうかを精査することによって、より適切な答が得られるとしている。

この見解により、一般に公共機関は電子メールの利用を止める必要がないことがはっきりした。その一方で、公共機関は、所属する3人以上の者が同時参加した電話利用に近い形での電子メール利用については注意を払わなければならない。裁判所は、同時参加形態での電子メールの利用に当たるのかどうかを判断する時間的枠組を明確に示さなかった。また、裁判所は、（インターネット上の）チャットルーム、インスタント・メッセージング（*訳注：コンピュータを使った声の伝言板）あるいはリストサーバ（*訳注：メーリングリストの自動運用ソフトの一つで、一般名はlist server）の利用については、見解を述べていない。

この判決は、電子メールで生み出された記録文書はFOIAに定義される公的記録文書（public record）に当たるとの現実を変えることはできない。公的業務に関する電子メールは、当該メールもしくはその内容が非開示とされる制定法上の特定の適用除外に当てはまらない限り、請求があれば閲覧または複写に供される。なお、電子メールは、ヴァージニア州公的記録文書法（Virginia Public Records Act）〔第42.1-76条以下〕の規定にしたがい他の公的記録文書と同様に保存することが義務付けられている。

結論

最高裁判決は、ヴァージニア州のすべての公共機関に所属する者に適用がある。電子メールに関して言えば、利用者は、電子メールが伝統的な通信手段と同等に利用されているかどうか、あるいは、電子メールが同時参加の性格を有しかつ公共機関に所属する3人以上の者が電話で通話を交わしている状態にあるかどうか、を精査する必要がある。会議に当たるか否かを判断するに必要な確立された明確なルールはない。しかしながら、判決は、F O I Aの下、すべての会議は公開であるべきであるとする考え方を強調している。特定の電子メールが会議の定義の枠外に入るかどうかの決定に際しては、事例ごとに、あらゆる関連する事実を勘案し、注意深く精査するように求められる。

電子メールの利用に際しての注意事項

次のような事項に注意することが肝要である。

- ・ F O I Aの公開会議に関する規定を貫徹する基本原則、すなわち公衆は政府の運営に立ち合う権利を有していること、を忘れてはならない。自らの電子メール通信が公共機関における3人以上の者による公的業務の審議（同時参加の要素）に当てはまるかどうか心配で

あるとする。この場合には、そうした通信をやめて、公開会議を開催した方が得策である。

- ・ 電子メールを受領した場合で、同時に同じ公共機関に所属する3人以上の者がそのメールを受領しているとする。この場合に、返事を書くとするならば、「各位」ではなく「送付者宛て」とすべきである。1対1通信はF O I Aの下ではっきりと許容されている。したがって、1対1通信にすれば、3人以上の者による電子メールを使った議論であるとの要件を回避することができる。
- ・ 電子メールを公共機関に所属する3人以上の者に対し送信とする。この場合、複数の受領者のアドレスを「宛先」のフィールドに替えて「B B C = ブラインドカーボンコピー（*訳注：入力したすべてのアドレスにメッセージを送信）」のフィールドに入力すべきである。こうすれば、個々の受領者は、送信者以外の者には自動的に応答することができなくなるからである。

2005年6月

《*訳注：なお、本文中の注記の翻訳は省略した。》

《グローバル・ニュース》

アメリカ、連邦法人税で電子申告を義務化

アメリカ連邦財務省は、2006年1月11日に連邦法人税申告書の電子申告義務に関する暫定財務省規則を出した。この規則によると2005年12月31日以降に終了する課税年度の連邦法人税申告書からは総資産が5,000万ドル以上かつ暦年ベースで250以上の申告書（様式W-2, 様式1099等の情報開示書や給与税申告書等を含む）を内国歳入庁（IRS）へ提出している法人に電子申告が義務付けられる。また2006年度の申告からは総資産が1,000万ドルかつ250以上の申告書を提出している法人が対象となる。250以上の申告書が提出されているかどうかの判定は関連会社グループ（Control Group）全体で行う。電子申

告を行わない場合は申告書の提出がなかったとして取扱われる。

ちなみに、アメリカの電子申告は、インターネット方式の電子申告に加え、専用線を通じたダイヤルアップ方式の電子申告（e-File）が使える。この安定したユーザーズ・フレンドリーなダイヤルアップ方式が広く普及していることから、連邦法人税の電子申告の義務化は大きな問題にはならないものと思われる。わが国でも、電子申告の普及をはかるには、破綻したe-Japan構想に固執した現在のインターネット方式一本やりの考え方を改め、専用線を通じた簡易な電子申告の併用の検討を急ぐべきである。

No. 2

最新のプライバシーニュースを点検する

ひ弱なわが国のプライバシー保護環境の実態

あなたの電子メールも押収、
電子証拠で犯罪者に？！

Eメール現代考：電子メールの光と影

(CNNニュース編集部)

電子メールは、実に便利である。今日、電子メールなしには成り立たないビジネスも多い。仕事も恋もすべてメールという人も多い。一方、便利なために、何の警戒感もなく勤務先から私用メールを送っている人も多いはずだ。多くの企業や組織では、情報の社外流出防止などをねらいにメール監視ソフトを注入などで対応している（詳しくはCNNニュース44号参照）。不用意なメールの送受信で組織内規程に触れ、処分を受けている例もあると思われる。

最近のライブドアグループの証取法違反事件をめぐるのは、東京地検特捜部が、幹部らのノートパソコンに残されたデータや電子メールを押収、関与を立証するために手入れの前に消されたデータやメールの復元を図ったようだ。また、民主党の永田議員がライブドアから自民党幹事長の親族への資金提供疑惑追及の根拠としてあげ、その真偽が問われたのも電子メールであった。

一方、検察当局に限らず、国税当局も、課税漏れや所得隠しなどの摘発に、電子ファイルやメール、ハードディスクやその他の電子媒体など、いわゆる「電子証拠（digital evidence）」の収集・分析に当たる場合が多い。2000年に、オウム真理教（アレフに改称）

関連のパソコン販売会社2社の申告漏れや所得隠し、巨額に上る消費税の納付漏れの解析にあたり、国税当局は、2社関連の銀行口座を徹底的に調査するとともに、警察当局が自宅捜索で押収したFDや電子メールなどを分析した。2社には帳簿や伝票などの経理書類がなく、パソコンで処理、電子メールで別の場所へ送信したうえで消去していたためである。

さらに、教員による学生に対する電子メールを使ったセクハラが話題に上ることも多くなっている。この場合、大学当局は、大学のメールサーバーに保存された嫌疑者である教員のメールアドレスをデータ管理者に提出するように求める事例もあると聞く。

このように、電子メールの手軽さが、一方では使い手の軽率さを誘発し、だれでも電子メールという電子証拠で犯罪者になりうる状況ができつつあるといえる。軽い気持ちで送ったメールで一生を棒に振ることも想定される。自己責任ルールの下、私たちは、組織内での電子メールの取扱いにおいて、どのように考えて行動したらよいのであろうか。電子メールの「陰」の部分について考えるために、石村耕治PIJ代表に、いくつかの事例をあげて検討していただいた。

(CNNニュース編集部)

ライブドア事件

—— ご承知のように、ライブドアグループによる証券取引法違反事件で、東京地検特捜部は堀江貴文社長らのノートパソコンに残されたデータや電子メール押収したことから、「電子メール」について考えさせられました。（石村）ライブドアでは、社内電子メールシステ

ムの整備で会議を極力省略する制度にあるようです。幹部への業務日誌や企画の提出、社内稟議、幹部同士の打ち合わせまでメールで行っている。で、今回の証取法違反事件では、搜索の原因となった疑惑の企業買収においては、幹部間の電子メールだけで意思決定され、社内には稟議書が残されていないようです。で、特捜部は、押収前に消されたデータの中に、堀江社長らの関与を立証する重要な証拠が含まれている可能性もあるということ、押収したわけです。

—— 捜索・押収で、東京地検特捜部は、堀江社長やグループ幹部、社員のノートパソコンの大半や、サーバーのデータなどを押収した、と報道されています。今回の捜索・押収のニュースを聞いて、「Eメールって怖いな」と感じた人も多いと思います。

(石村) 特捜部は、ライブドア社の「ファイナンス事業部」を不正行為の実行部隊と位置づけて、捜索に先立ってグループ元幹部から電子メールの提供を受け、一方押収したパソコンに残されたメールも10万件を超えるとか。これらのメールの突合せをして、証拠揃えをしていると思います。インターネットという通信手段がこれだけ普及してくると、捜査当局にとっては、電子メールは「証拠の宝庫」に見えてくるわけです。逆に、自分が捜査のターゲットとなった場合にどうなるのか「怖い」と思う人が多いのも事実だと思いますね。紙(媒体)だと、破く、燃やすなどすれば証拠隠滅は容易ですが、反対にサーバーやハードディスクに磁気記録される場合には証拠隠滅はそう容易くはないわけです。

—— ライブドア事件では、いわゆる「メーリングリスト」も捜索・押収の対象となったと聞きますが。

(石村) そうですね。捜査当局は、1対1のメールだけでなく、同一の内容をメールアドレス登録メンバー全員に一斉に送れる「メーリングリスト」も捜索・押収したようですね。メーリングリストが捜索・押収のターゲットになれば、メンバー全員にイエローカードが貼られるに等しいですから、「君子危うきに近寄らず」、タイプの人にとっては、「大きな迷惑」と感じることも多いと思います。ライブドア社では、捜索当時、1,000件を超えるメーリングリストが設定されていたようですから、リストに名前のある人、書き込んだ人等々、重荷に思っている人は相当いると思いますよ。

—— 捜査当局は、押収した約100台のPCにあった10万通の電子メールをチェックしたところ、大量のメールが消されていたことが分かったということですが、証拠隠滅工作と見て、復元作業を行った模様ですが。

(石村) そう報道されていますね。特捜部は、ライブドアグループ内のネットワークのベースになるサーバーがある関連会社(東京都新宿区)を自宅捜索し、パソコン、電子メールなどの電子デー

タを押収。ところが、特捜部がパソコンや記憶媒体などのチェックを進めるうちに、データが不自然に失われ、隠すために消去した痕跡がたくさんあることが分かったようです。メールは個人使用のパソコンから消されているケースがほとんどだとか、社内ネットワークのサーバーからデータが消去された形跡は見つかっていないとのことでした。これは、社内サーバーに蓄積されたデータを消去するとなると、これだけ高度に情報化した状態では「企業が存在」自体が消えてしまうことにもなりかねませんから。それは、なんぼなんでもできなかったということでしょうね。

—— それで、捜査当局は消されたデータの復元を試みたようですが、復元は容易にできるのでしょうか？

(石村) 一般に、個人使用のPCの場合、誤ってデータを消してしまいゴミ箱にも残っていないときでも、復元ソフトを使ってハードディスクの中から残存磁気を掘り起こすかたちでのデータ復元は、そんなに難しいことではないようです。私は試みたことがありませんが。ですから、内容の復元ができないようにハードディスクの残存磁気を完全に消去してしまっている場合には、どうなのかですね。

—— 民主党の永田議員がライブドアから自民党幹事長の親族への資金提供疑惑追及の根拠としてあげ、その真偽が問われたのも電子メールでしたが。

(石村) 電子メールのプリントアウトは、いくらでもできます。永田議員が入手し英雄気取りで披露したのは、そのプリントアウトをコピーしたものです。永田議員の「プリントゴッコ」をしているようなゲーム感覚を含め、民主党の「幼さ」、
「誠司(政治)の貧困さ」には悲しくなります。何度ものスランプを克服して銀盤の女王になった24歳の荒川静香選手の方が、しっかりした「大人」ですよ。小学生の子どもでもあるまいし、入院とかしないで説明責任を果たし、大人のゲームをしないとイケないですよ。

ただ、このケースでの唯一の収穫は、一人歩きする「Eメールの怖さ」、みたいなものではないでしょうか。ワンクリックで、どこにでも配信されてしまいますから……。

オウム真理教事件

—— 国税当局も、税務調査で、調査先企業の電子メールのコピー取り、電子データの領置（署や局への持帰り）をすることもあると聞きますが。

（石村）近年、正しい申告をしているかどうかの税務調査においても、税務署の調査官が、調査先のパソコンにある電子メールのプリントアウトを求めるとも少なくないと聞きます。脱税の証拠収集のための犯則調査、いわゆる「マル査」でなくとも、納税者に電子メールや電子データの自発的提供を求めることが少なくないようです。

—— こうした国税当局の実務には、問題がないのでしょうか？

（石村）問題がないとはいえません。とくに、個人事業者の場合には、私的メールと事業用のメールとが混在してメールサーバーに保存されていることも多く、任意の税務調査において、どのように分別して取扱うかは重い課題といえます。

—— 2000年頃でしたか。オウム真理教（アレフに改称）関連のパソコン販売会社とパソコン部品仕入れ卸会社（いずれも本社・東京）の2社が、申告漏れや所得隠し、巨額に上る消費税の納付漏れがあったことが報道されました。この事件では、2社には帳簿や伝票などの経理書類がなく、パソコンで処理、電子メールで別の場所に送信したうえで消去していたために、国税当局は、2社関連の銀行口座を徹底的に調査するとともに、警察当局が自宅捜索で押収したFDや電子メールなどを分析したと聞きましたが。

（石村）確か、この事件では、国税局は、警察当局が自宅捜索で押収したフロッピーディスクなどを分析するとともに2社関連の銀行口座を徹底して調査したようです。それから、主に台湾から輸入していたパソコン部品などの仕入れの実態を、「輸入申告書」など税関の資料などから裏付けを進めたようです。この結果、1998年の決算期までの1年間で、約80億円の売り上げがあったとし、重加算税を含め9億円ほどの法人税の追徴に加え、数億円の消費税の追徴を行ったようです。

このケースにおいても、国税当局は、当然、サーバーに残された電子データや電子メール内容の解析を行ったと思います。

イギリスでは課税目的での電子メール押収権限を明確に

—— イギリスのブレア政権は、裁判所の許可なしに、電話および電子メールの通信記録を押収する権限を、警察や諜報機関等以外の政府機関、例えば税務当局にも付与する法案を議会に提出しましたと聞きましたが？

（石村）これまでは、テロ対策等の公共の安全確保に限って、電話の通話記録や電子メール記録の押収が可能でした。これを、税金の賦課徴収を目的とする場合にも行使できるようにしようというものでしょう。法案を見ていないので、一般の税務調査にも広く適用あるのか定かではありません。まあ、わが国では、通常の税務調査においても、電子メール記録の提出が納税者に半ば強制のような状態になりつつあるわけですから、プライバシー保護との関係で興味のあるところではあります。

セクハラ疑惑の解明と電子メールの開示

—— 昨年か一昨年のメディア報道だったと思いますが。東大大学院総合文化研究科の科学史の教授が、指導する女子学生に海外旅行に同行するよう誘い、拒絶されると侮辱的な言葉で非難を繰り返し、2004年春に指導教官が交代した後も「自分の指導下に戻らないと学位が取得できない」などと何回も、電子メールを送ったとされます。この教授は停職2カ月の処分を受けたようです。被害にあった女子学生は食事や睡眠が取れない状況に追い込まれたとのこと。このケースを見ていますと、被害にあった学生にとり、電子メールは、重要な電子証拠として残り、被害が立証できたといえると思うのですが。

（石村）教員が大学のメールサーバーを通じ学生に送ったEメールでのセクハラが話題に上ることも多くなっています。この場合、大学当局は、大学のメールサーバーに保存された嫌疑者である教員のメールデータをデータ管理者に提出するように求めればいいわけです。まあ、こうした嫌疑がかからないようにするには、大学のサーバーを通じて電子メールを学生などに送らないように注意することが必要ですね。もちろん、誰かが研究室に入り込んで、いたずらメールを打つことも考えられますから、データ・セキュリティには、万全を尽くす必要がありますね。

民事訴訟での電子証拠の取扱いは

—— セクハラの場合でもいいのですが。民事訴訟においては、電子メールや、電子データなど、いわゆる「電子証拠」能力は、どのような取扱いなのでしょう？

(石村)この点については、高度情報通信社会推進本部・制度見直し作業部会報告があります。この報告によれば、「民事訴訟においては、証拠能力についての制限はなく、また、証明力については裁判官の自由な判断に委ねられている。電子データによって保存された書類を証拠とする場合、その証明力の判断においては、データの入力及び出力の正確性、データの改変の可能性が問題となり、電子データの信頼性を高め、かつこれに対する責任の所在を明らかにすることが必要であるが、この点については、書類の内容、性格に応じた電子データの真正性、見読性及び保存性の確保措置を講ずる必要がある。」と指摘されています。なかなか核心を突いた指摘だと思います。

なお、民事訴訟においても、ちょっと難しい言い回しですが、「電子証拠は、人間の供述の記録としては供述証拠としての書証の代用物としての機能を持ち、物体や現象の記録としては非供述証拠(検証物)としての機能を有する。」とする見方があります。

—— アメリカなどでも同じような考え方で

すか？
(石村)民事訴訟の分野には余り詳しくないのですが。アメリカ合衆国の「最良の証拠法則(Best Evidence Rule)」においては、文書(writings)または記録(records)そのものないしは作成者によりそれらと同一の効力があるものとして作成された写し(counterpart)のほかに、データがコンピュータまたはそれと同等の機械に記憶され、またはプリントアウトもしくは可視的な状態に出力された生成物(computer output)であって、正確性(accuracy)があると認められる記録情報は、原本(original)であるとされています。つまり、電子証拠も、正確性など一定の要件を充たせば証拠能力があると考えられています。

電子データの場合、改ざんが容易です。したがって、書換え履歴が蓄積されるソフトの利用などが要件となった記録でないと、信ぴょう性に疑問が出てきます。とくに電子メールなどは、民主党の「ガセネタ」問題で体験したように、やはり「信ぴょう性」が確保できるかどうかがかギといえます。

No. 3

最新プライバシー
ニュースを
点検する

ひ弱なわが国のプライバシー保護環境の実態

みずほ行員、
顧客情報を暴力団に提供

——「行内では顧客情報が丸裸」の実態が明らかに

(CNNニュース編集部)

× ガバンクみずほ銀行の行員が、計1,251件の顧客情報を持ち出し、指定暴力団住吉会のフロント企業側に渡していた疑いが強まったとして、今年(2006年)2月8日に警視庁に逮捕された。

調べでは、同行員は昨年2月下旬に、当時勤務していた支店のコンピューターから取引先638社分の法人客の「取引状況一覧」をプリントアウト(印字)。同3月上旬にも顧客の個人情報である「基本属性照会情報」計630人分をプリントアウトし、それぞれ住吉会系のフロント企業の東

京都新宿区のクリーニング宅配会社「勇心愛」に渡した疑い。

持ち出した個人情報、顧客の名前や住所、電話番号、生年月日、口座番号など。個人分の情報には口座の残高などは含まれていないが、法人分は一部に融資状況や預金残高情報が含まれていたという。ただ、顧客情報が悪用されるなどの被害は確認されていないという。

「勇心愛」は偽造クレジットカードで詐取された商品と知りながら買い取り、正規購入を装ってディスカウントストアに転売したとして組織犯罪

処罰法違反容疑で警視庁に摘発され、同社社長が逮捕、起訴されている。2002年ごろ、容疑者は飲食店で同社社長と知り合ったという。

みずほ銀行経営企画部によると昨年(2005年)12月15日に警視庁から情報流出を知らされ、「本人(容疑者)に行内で聞き取りしないで欲しい。ただ、いつも目を配っていてほしい」と告げられたという。

そこで、今年1月、同容疑者を本店の業務監査部調査役に異動。経営企画部によると、「総務部付などにすると本人も不審に思い、監視しにくくなる」と、「本人には昇進と思わせる策」ととったという。いわば、「昇進」させ、泳がせ監視する手法を取ったわけだ。同行は今年2月1日に、容疑者を告訴した。

みずほ銀行の顧客データ管理については、以前から疑問を感じる事が少なくなかった。金融商品販売員が自宅にセールスにくる。で、その販売員に「どうして私を選んだのか」と聞いてみたことがある。答えは、「顧客の預金のデータベースを拾い読みして、販売担当区域にいる高額預金者のデータを入手して訪問した」という。「行員であれば、誰でも顧客情報を自由に見ることができる」と正直に答えていたが、ある意味で、今回の顧客情報横流し事件は、起こるべきして起こったのではないかと思う。その販売員によると、誰が顧客情報にアクセスしたかアクセスログ(記録)

の管理や、プリントアウトした情報の処理などについても、まったく社内ルールもない(当時)という。こう聞くと、まさに「ずさん」の一言。

「行内では、顧客情報が丸裸」、顧客データ・セキュリティがゼロである実態が明らかになる。

それこそ、高額所得者番付のコピーを片手に各地を行脚、窃盗を重ねていた連中と、いつ何時、悪魔の誘いに負けるかも知れないみずほ行員とは、紙一重。にもかかわらず、データ・セキュリティが皆無に近い銀行幹部の責任は重い。こうしたずさんなデータ管理では、預金者の不安が募る。いつ自分の情報が闇社会などに流れるか分からない。

与謝野馨金融担当相は2月10日の閣議後の記者会見で、金融庁としては、みずほ銀行に対し業務改善命令などの厳格な行政処分を行う考えを明らかにした。また、同相は、流出先が暴力団系企業であるようで、非常に驚く事件だったと思うと述べた。金融庁は事件の経緯について把握を急ぐほか、流出を防げなかった同行の情報管理体制の抜本的な見直しを求めるといふ。

だが、システムの整備はもちろんのこと、全行員、幹部の抜本的な意識改革なくしては、また同じような事件が起こるのではないか。銀行は「情報はカネ」を地で行っている企業。みずほ行員が、いつ何時、悪魔の誘いに負けても、顧客情報は絶対に護られる体制が求められているのではないか。

No. 4

最新の
プライバシ-
ニ-
ュ-
ズを
点検する

ひ弱なわが国のプライバシー保護環境の実態

入管難民法改正・入国審査で指紋を 強制採取、日弁連は意見書を提出

(CNNニュース編集部)

法務省は、入国審査で外国人の指紋などの生体情報を採取したり、テロを未然に防止するために、今国会に出入国管理・難民認定法改正案を提出する。原則として16歳以上の外国人に入国審査時の指紋採取に応じることを義務付ける。このほか、これまでの国内外の薬物取締法に違反した者に加え、テロリストの入国を阻止するため、法相が「公衆等脅迫目的の犯罪を行う恐れがある」と認定した者を強制退去させることができるように新たな規定を設け

る。日本弁護士連合会(日弁連)は、生体情報の強制採取などに反対を表明している。

昨年6月に成立した改正旅券法では、従来から国が国民に発行してきているパスポートに、バイオメトリクス(生体認証技術・バイテク)を採用し、IC(集積回路)チップ付き新型旅券(ICパスポート)を導入することがねらいであった。所持者本人の顔面(人相)認識情報を画像処理し、ICチップに記憶する仕組みになっているのが特徴だ(詳しくは、CNNニュースNo.43参照)。

今回は、わが国に入国する外国人に生体情報（指紋）の採取に応じることを義務付けるもの。ただし、在日韓国・朝鮮人などの特別永住者、16歳未満



指紋採取機のサンプル

の人、外交・公用で来日する人、国の招待者などは例外となる。指紋のほかに顔画像の採取も検討されており、今後法務省令で定める。採取した指紋など生体情報はコンピュータで画像処理し、データベースに記録する。過去の強制退去者の指紋と照合して、他人になりすました再入国を防ぐ。また、捜査当局から照会があれば、犯罪捜査にも外部提供する。

強制退去できるのは、一般市民や国を脅迫する目的の殺人、ハイジャック、爆破行為などテロ資金提供処罰法に定める犯罪行為（予備・ほう助も含む）を実行する恐れがあると法相が判断した者と、「国際約束により日本への入国を防止すべき者」。このほか、日本に入る航空機や船舶の乗客名簿の事前提出も義務付ける。

入国審査での指紋採取はアメリカなどでも導入されているが、日弁連などは日本での実施に反対しており、自民党の入管政策提言などへの反論も含めた形で、「外国人の出入国・在留管理を強化する新しい体制の構築に対する意見書」（2005年12月15日）を発表している。この意見書で、日弁連は「指紋・顔情報提供の義務化は、個

人の尊厳の確保・幸福追求権を定める憲法13条や、品位を傷つける取扱を禁じた自由権規約7条に抵触するもので、採用するものではない」と主張している。また、「プライバシー権などを侵害する上、外国人と共生する社会の形成を阻害する」として犯罪捜査への利用にも反対している。意見書の概要は下記のとおり。

日弁連意見書の概要（2005年12月15日）

1. 出入国時に指紋情報・顔情報といった生体情報の提供を義務づけることについては、採否を含めて慎重に検討すべきであり、仮に導入するとしても、指紋情報の提供の義務化は採用すべきではない。
また、すでに入国審査を経て在留資格を取得している外国人が再入国する場合は、その対象から除外すべきである。
2. 取得した生体情報を保管し、外国人の在留管理や犯罪捜査などに利用することについては、反対する。仮に生体情報の提供を義務づけるとしても、出入国審査における照合が完了した時点で、ただちに消去するべきである。
3. IC在留カード（仮称）を発行して、その取得・携帯を義務化すること、勤務先・学校等に外国人の受入れに関する報告義務を課すこと、外国人の情報を集中的・一元的に管理して情報の総合管理機能を充実・強化することについては、反対する。
4. 旅館業者による外国人宿泊客の本人確認については、その目的・要件を法律で明確に定めるべきである。ただし、旅券の写しを旅館業者に保管させたり、取得した情報を警察等への提供を義務づけることなどはすべきではない。
5. 関係省庁の協議により認定されたテロリストの上陸拒否・退去強制を行う制度の導入にあたっては、テロリストの定義を明確かつ厳格なものとしなければならない、また、十分に適正な手続が保障されるべきである。

年末年始カンパへのお礼

PIJは、無党派の非営利組織として、市民の目線でプライバシーを守るための政策提言を中心とした活動を続けてきております。2005年～2006年の年末年始カンパのお願いに対しましては、会員の皆さまはもちろんのこと、会員外の皆さまからも多大なご支援・ご協力をいただきました。ご支援・ご協力をいただいた方々のお名前を掲げるのは、プライバシー保護の観点から差し控えさせていただきますが、本当にありがとうございました。CNNニュースの紙面を借りて、心からお礼申し上げます。

運営資金事情の厳しい折、皆さま方から寄せられた浄財は、PIJの政策提言活動に有効に活用させていただきます。

2006年2月1日

PIJ代表 石村 耕治
PIJ事務局長 我妻 憲利

《河村たかしPIJ相談役の国会日誌》

オーナー社長増税法案への税理士会からの懸念
表明の件で質問趣意書提出

中 小企業の経営者は、汗だくで雇用の拡大・経済や国民生活の安定に日夜努力されており、頭が下がります。一方、税理士の先生方も、こうした経営者を税務面から強力にサポートされており、ご苦労さまでございます。

ところで、平成18年度の税制改正に関し、「オーナー社長の給与所得控除相当額を会社の損金に算入しない」という増税法案が唐突に提出され、閣議決定されました。この改正案に対しましては、多くの税理士の先生方や税理士会が消極的姿勢あるいは懸念を表明されました。

この点につきまして、いくつかの国税局管内の税理士会に対し、当局より憲法の保障する三権分立、表現の自

由、団体の自治を妨げるような「意見の聴取」があったようにも聞きましたので、2月16日にこの件に関し質問趣意書を提出し、2月24日に回答を得ましたので、ご報告いたします。

立法府は、税制改正にあたり、各界の意見聞くなどよく手続きを尽くし、まっとうな議論をすることが大事でございます。行政府である国税当局は、こうした各界からの立法府に対する意見表明にいたずらに介入するようなことがあってはなりません。こうした観点から、私は、この件について重大な関心を持っており検討させていただいているところでございます。

衆議院議員 河村たかし

特定同族会社の役員報酬の損金不算入規定の創設に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

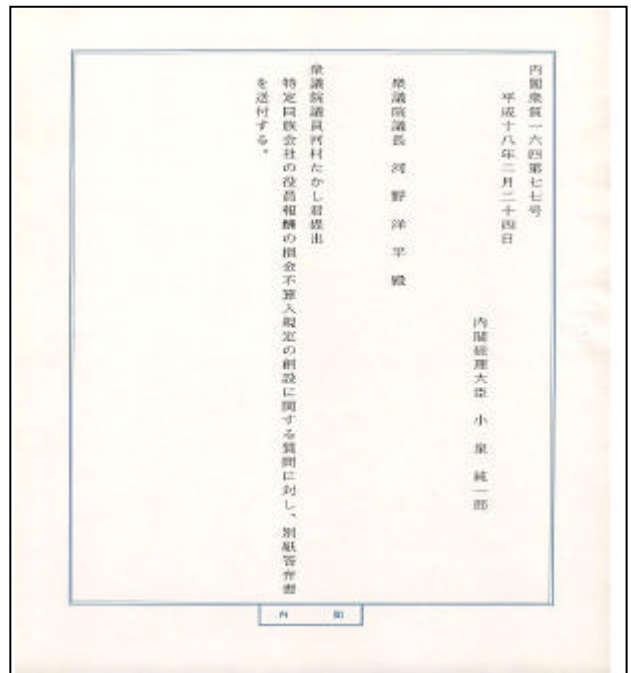
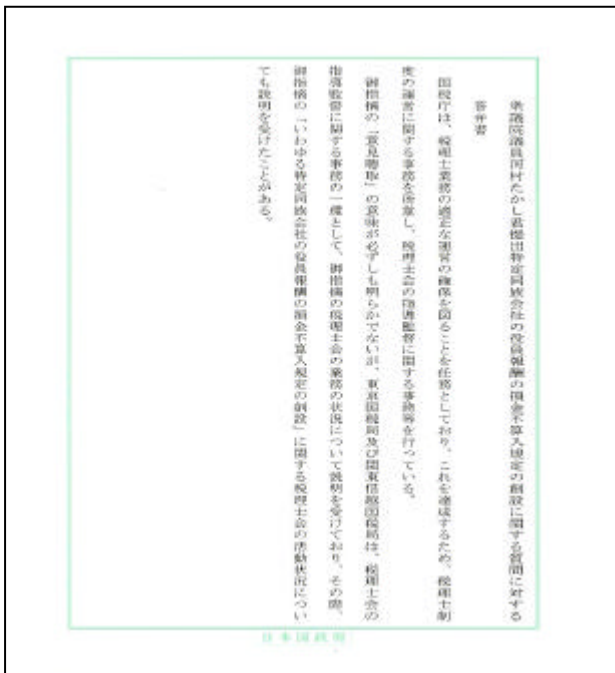
平成十八年二月十六日

提出者 河村たかし

衆議院議長 河野洋平 殿

特定同族会社の役員報酬の損金不算入規定の創設に関する質問主意書

東京国税局、関東信越国税局は、同族会社役員報酬の給与所得控除の法人課税所得加算、いわゆる特定同族会社の役員報酬の損金不算入規定の創設につき、東京税理士会、関東信越税理士会に、平成十八年度税制改正要綱の閣議決定後、意見聴取を行ったかどうか。右質問する。



質問趣意書とは何か

国会議員は、本会議や委員会での質問以外に、会期中、内閣に質問主意書を提出し、内閣の考えや対応をたずることができます。まず議員は議長あてに質問主意書を提出します。議長が承認した質問主意書は内閣に転送され、転送した日から7日以内に、内閣から答弁が議長あてに送られます。提出した議員は即日その答弁を手にすることができます。議員にとっては、政府のやっていることで、国民の前に明らかにされていないことをたずる有効な手段の一つです。

(CNNニュース編集部)

PIJ 定時総会へのご案内

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) の定時総会を開催します

日時 2006年5月20日(土) 午後5時30分開催(受付は5時から)

場所 東京都豊島区立勤労福祉会館特別会議室 (Tel. 03-8980-3131)

池袋駅南口下車徒歩7分

(JR山手線・埼京線、東武東上線、西武池袋線、地下鉄 有楽町線・丸の内線)

議題 事業報告、役員選任報告、新年度事業方針および事業計画

記念講演

電子メールの光と影

～電子メールと職場プライバシーの課題

講師 石村耕治 (PIJ代表・白鷗大学教授)



総会会場です

編集
及
び
発
行
人

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021
Tel/Fax 03-3985-4590

編集・発行人 中村克己・高橋正美

Published by

Privacy International Japan (PIJ)
IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan

President Koji ISHIMURA

Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>

2006.4.10発行 CNNニュースNo.45

入会のご案内

季刊・CNNニュースは、PIJの会員
(年間費1万円)の方にだけお送りして
います。入会はPIJの口座にお振込み下
さい。

郵便振込口座番号

00140-4-169829

ピ・アイ・ジェ - (PIJ)

NetWorkのつぶやき

・自己変革のできない民主党に国民は大
失望。学歴詐称、薬物依存、暴行常習魔
インチキメール等々、何でもあり。今の
名古屋人も使わない名古屋弁を直せない
では総理のイスは遠いかも? お笑い芸
人で終わらないためにも、本人に求めら
れるナショナルスタンダードと品格。(N)